

アドボカシーと市民社会の未来を展望する

～ポスト2030（SDGs）時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～

（2025年3月22日（土）13:30～16:30、於・連合会館）

シンポジウム報告書

ビジョン文書

[付録] あどぼのプラットフォーム会合2024 開催報告

（2025年3月22日（土）17:30～同23日（日）12:00、於・PARC会議室）

目 次

ごあいさつ	1ページ
開催概要	2ページ
[ビジョン文書] アドボカシーと市民社会の未来を展望する ～ポスト2030(SDGs)時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～	6ページ
[シンポジウム報告] アドボカシーと市民社会の未来を展望する ～ポスト2030(SDGs)時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～	32ページ

ごあいさつ

本報告書は、あどぼ・していづんプロジェクトが2025年3月22日(土)に開催した、シンポジウム「アドボカシーと市民社会の未来を展望する～ポスト2030(SDGs)時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～」および、同日から翌23日(日)にかけて開催した、「あどぼのプラットフォーム会合2024」の開催報告や成果を収録したものである。また、これらの場での意見交換を経て成文化された、ビジョン文書「アドボカシーと市民社会の未来を展望する～ポスト2030(SDGs)時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～」も収録している。

あどぼ・していづんプロジェクトとしては、シンポジウムやビジョン文書の題名にあるように、ポスト2030(SDGs)時代に向けて、市民社会の活動であるアドボカシーをどのような展望をもって行なっていくか、ひいては、日本の市民社会自身がどのような未来の「自画像」を描き、歩み出していくかについて、本報告書やそこに収められたビジョン文書が示す「展望と論点」を生かして、互いに模索と対話を深め、みんなで共有する「道」、あるいは、それぞれに歩む「道」を見出し、それに向けて取り組むべき具体的なアクションを構想していただきたいと考えている。もちろん、こうした模索と対話の営みに、あどぼ・していづんプロジェクトも積極的に関わっていく所存である。

なお、本報告書が収録した二つの事業および、本報告書の作成、頒布は、一般財団法人大竹財團の助成によって実現したものである。本会側の事情により、事業日程が迫ってからの助成申請となってしまったが、同財團の極めて真摯かつ丁寧な助言やサポートにより、助成採択にこぎつけ、事業を実現することができた。ここに深く御礼を申し上げたい。

2025年12月

あどぼ・していづんプロジェクト

シンポジウム「アドボカシーと市民社会の未来を展望する ～ポスト2030(SDGs)時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～」 「あどぼのプラットフォーム会合2024」 開催概要

あどぼ・していづんプロジェクトは「あどぼの学校」として 2015 年に京都で誕生し、多様な分野の市民社会のアドボカシー（権利擁護、世論喚起、政策提言など）の担い手を育み、互いに学びと実践を深めていくためのプラットフォームとして活動してきました。また、アドボカシーを通じて、日本社会の民主主義を「公開・参加・透明性」あるものへとアップデートしていくための構想や活動を行ってきました。

これまでの活動としては、2015 年度は京都で、2016 年度は名古屋で、2017 年度は岐阜で、それぞれの地域特性を活かした講座を開催し、2018 年度以降は、「あどぼの学校」の 3 年間で培われてきた地域を超えてのネットワークを継続し、多彩な人材育成事業を開催しながら、久留米や札幌など、新しい地域への展開も進めてきました。2021 年度からは、アドボカシーと市民社会の『来し方、行く末』を考えるべく「あどぼを紡ぐ研究会」を開催し、これまでのアドボカシーの歩みのアーカイブ化（記録作成・公開）と世代を超えた継承に取り組み、2023 年度からは、「アドボカシーと市民社会の未来を展望する」と題して、ポスト SDGs 時代のアドボカシーについての議論を行ってきました。

このたび、これらの活動の成果の取りまとめとして、これからアドボカシーや市民社会のあり方を展望する提言「アドボカシーと市民社会の未来を展望する～ポスト2030(SDGs)時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～」を作成・公開することとし、同提言案をもとに、幅広い立場・分野の人々や、全国各地、様々な分野で活躍されているアドボカシー活動の担い手の人々と意見交換を重ね、ポスト2030(SDGs)時代のアドボカシーと市民社会を展望し、市民社会全体やそれぞれの分野・団体の活動につなげるきっかけとするため、シンポジウム「アドボカシーと市民社会の未来を展望する～ポスト2030(SDGs)時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～」および「あどぼのプラットフォーム会合2024」を開催しました。

日 時：2025年3月22日（土）13:30～23日（日）12:30

会 場：連合会館 4階 402会議室（シンポジウム）

アジア太平洋資料センター(PARC)会議室（プラットフォーム会合）

登 壇：有坂美紀さん（RCE 北海道道央圏協議会、北海道 NGO ネットワーク協議会）

野川未央さん（（特活）APLA）

三木由希子さん（（特活）情報公開クリアリングハウス）

加藤良太さん（あどぼ・していづんプロジェクト、市民社会スペース NGO アクションネットワーク(NANcIs)）

小泉雅弘さん（あどぼしていづんプロジェクト、（特活）さっぽろ自由学校「遊」）

神田浩史さん（あどぼ・していづんプロジェクト、（特活）泉京・垂井）

参 加：[シンポジウム] 22名 [プラットフォーム会合] 22名

助 成：一般財団法人 大竹財団

主 催：あどぼ・していづんプロジェクト

プログラム：

【3月22日(土)】

13:30～16:45 シンポジウム「アドボカシーと市民社会の未来を展望する
～ポスト2030(SDGs)時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～」

時分	内 容	所要
13:30	開会・イントロ <加藤>	5分
13:35	提言文書「アドボカシーと市民社会の未来を展望する」案発表 ・作成経緯および全体概要、第1・2章概要説明(10分) <加藤> ・第3章(提言部分)説明(30分) <加藤 神田 小泉>	40分
14:15	提言へのコメント・問題提起と全体討議 <発言:三木 野川 有坂／進行:神田>	45分
15:00	休憩	10分
15:10	提言各分野ごとに分かれての参加者グループディスカッション 1)人々の尊厳と権利に価値をおく 2)公開、参加、対話、透明性のある政治・経済・社会の仕組みをつくる 3)国内外の脱植民地化をすすめ、人々と暮らし、地域、世界のつながりを紡ぎ直す 4)人々の参加のもとに、自然環境と人間活動の持続可能な調和を図る 5)民主主義の深化・進化を進める <進行:近藤牧子 近藤公彦 三石朱美 鉄井宣人 堀内葵>	60分
16:10	グループディスカッション共有 <進行:神田>	30分
16:40	ラップアップ・今後の連絡 <進行:神田>	5分
16:45	閉会<神田浩史>	—

17:30～19:30 あどぼのプラットフォーム会合2024 セッション①
・シンポジウムの振り返りと、シンポジウム内容のさらなる熟議
19:30～21:30 夕食・懇親会

【3月23日(日)】

9:30～12:30 あどぼのプラットフォーム会合2024 セッション②
・ビジョン文書最終化の方向性確認
・ビジョン文書を踏まえた、今後の展望や活動について意見交換

12:30 閉会

[あどぼのプラットフォーム会合2024参加者(敬称略)]

北海道： 小泉雅弘(さっぽろ自由学校「遊」)
有坂美紀(RCE 北海道道央圏協議会、北海道 NGO ネットワーク協議会)
首都圏： 野川未央(APLA) 三木由希子(情報公開クリアリングハウス) 近藤牧子(DEAR)
中村健(DEAR) 田中滋(PARC) 栗本知子(PARC) 伊集院熙(PARC)
堀内葵(JANIC) 木口由香(メコン・ウォッチ) 大橋正明(SDGs ジャパン、PARC)
新田恵理子(SDGs ジャパン) 高橋悠太(かたわら)
北 陸： 堀勇人(PECとやま)
東 海： 神田浩史(泉京・垂井) 近藤公彦(なごや自由学校) 鉄井宣人(泉京・垂井)
三石朱美(JELF) 関口明希(AHI)
関 西： 加藤良太(NANCiS)
九 州： 多原真美(NGO 福岡ネットワーク)

内容紹介：

① シンポジウム「アドボカシーと市民社会の未来を展望する ～ポスト2030(SDGs)時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～」

本シンポジウムには、限られた人数ながらも、全国の市民社会各分野から、アドボカシーの担い手や関心のある人々が参加した。3時間という長めの時間設定ながら、参加者を中心としたグループディスカッションは盛り上がり、多くの議論や論点が示され、共有された。

当日は、前半に主催者側(加藤良太、神田浩史、小泉雅弘)から資料とフルテキストで参加者に配布された提言「アドボカシーと市民社会の未来を展望する～ポスト2030(SDGs)時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～」案が説明され、それに対して、三人のコメンテーター(三木由希子氏、野川未央氏、有坂美紀氏)からコメントを受けた。コメンテーターからは、提言案に関する所感とともに、提言案に足りないポイントや、より強化すべきポイント、また、ポスト2030(SDGs)時代の「ビジョン」を示すとする提言案の内容・立ち位置に対して、人々や市民社会や直面する現実との「距離感」と、それをどう埋めていくかなどについて、示唆に富んだコメントがなされた。

その後、休憩を挟んで、参加者の関心に応じて、提言案の項目ごとに5つのグループに分かれて、参加者、コメンテーター、主催者を交えたグループディスカッションが行われた。いずれのグループも活発な意見交換がなされたが、提言案が扱うべき多くのポイントが示されるとともに、やはり、こうした「提言」を市民社会が提示する意義、提言を「誰が」「誰に」向けて提示するべきなのかなどについて、話が盛り上がっていた。社会のさまざまな分野やその課題に具体的に向き合っているがゆえに、その現実から距離のある「夢」や「展望」を市民社会として描き、表明することの難しさ、違和感を率直に表明する参加者もいた。

グループディスカッションでのこうした意見を共有し、主催者から、当日の議論も踏まえつつ提言案を完成させ、改めて発表すること、参加者から指摘のあった提言としてのこの文書の位置づけをもう一度、検討して明確化すること、文書を発表するだけにとどまらず、その後のアクションを開拓していくことを約して、シンポジウムは閉じられた。

② あどぼのプラットフォーム会合2024

本会合は、あどぼ・していづんプロジェクトが、実施各プログラムに参加する全国の市民社会関係者が集まり、知見、経験を交流する機会として例年実施しているものであるが、今回は前述のシンポジウムと合わせて開催した。本会合には、全国から約20名の市民社会関係者が参加し、シンポジウム後、近隣のNGO事務所の会議室に場所を移して、シンポジウム結果の振り返りから会合を始めた。

会合では、シンポジウムでの話し合いを受けて、提言の位置づけを、具体的に市民社会のアクションを提起するものというより、そのための展望や論点を示す文書(本会合を受けて「ビジョン文書」と表現)と位置づけること、同文書の完成を受けて、それを具体的に全国各地、各分野に適用し、実践していくためのプログラムの展開などについて、資金計画も含めて具体的な話し合いが行われた。

初日の晩には、夕食を共にする懇親会も行われ、全国各地、各分野の活動の息遣いを感じながら、それぞれの参加者が元気を得て会を閉じた。

開催風景：



[ビジョン文書]
**アドボカシーと市民社会の未来を展望する
～ポスト2030(SDGs)時代の
地域、世界、わたしたちを見すえて～**

あどぼ・していづんプロジェクト

はじめに

アドボカシーは、市民社会（ここでは主にNGO、NPO、市民運動、市民活動、ボランティア活動などを指す）の成り立ちや特質からみて、その本質的な活動の一つであるといえる。日本の市民社会では、その歴史的経緯や日本社会そのものの性質から、アドボカシーが活動の主流とならない時期が長かったが、少なくとも2000年代以降、自らの分野や団体で取り組めるか否かは別として、アドボカシーが市民社会の重要な活動の一つであるとの認識が、日本の市民社会の間でも広まり、定着してきたように思われる。一方で、日本の市民社会では「アドボカシー＝政策提言」と一面的な理解が広まり、いくつかの活動分野を除けば、アドボカシーの重要な柱である「社会問題の当事者の権利擁護、権利主張の代弁」が十分意識されていない。

筆者らは、このような問題意識を背景に、市民社会の本質的な活動としてのアドボカシーの探求、普及と、それを通じた民主主義の参加・直接民主主義的な深化・進化を展望として掲げ、2015年に有志によるプロジェクト「あどぼの学校」（2023年に団体化し「あどぼ・していづんプロジェクト」と称する）を立ち上げた。関西・中部を中心全国の市民社会有志からなる同プロジェクトは、アドボカシーの担い手の育成、各地の地域問題に対するアドボカシー実践、全国のアドボカシーの担い手の相互交流の機会創出など、日本の市民社会における「アドボカシーの学びと実践のプラットフォーム」を形成すべく、活動してきた。

また、同プロジェクトでは2021年から、日本の社会運動、市民運動、市民社会における「アドボカシーの来し方、行く末」を探る、「あどぼを紡ぐ研究会」を行なってきた。従来、日本の市民社会では、アドボカシーは海外から移入された、概ね1990年代以降に登場した比較的新しい活動形態であるという認識が一般的であった。一方、同研究会では、2015年以来の「あどぼの学校」の活動で出会った、地域、分野、世代を超えた多様なアドボカシーの担い手との語り合い、学び合いの中で、日本の多様な分野の市民社会、さらにいえば市民社会やNGO、NPO、市民活動という用語が用いられていなかった時代の社会運動や市民運動に、現在のアドボカシーにつながる萌芽があるとの認識に至った。そこで、それらの時代の運動・活動を知る先達の証言を基点に、現在のアドボカシーや市民社会のあり方も検討し、日本のアドボカシーや市民社会の「過去－現在－未来」を通貫する「たいせつなもの」や「構造的な問題」を探り出し、アドボカシーや市民社会の未来を展望しようとした。その成果を取りまとめたのが、この文書である。

この文書は、次のような構成になっている。筆者らが考える市民社会やアドボカシーの定義（1章）と、日本の市民社会の「過去－現在」のアドボカシーの歩みと課題（2章）を示した上で、現在の日本の市民社会が他セクターと共に一般的に共有する、地球規模課題への取り組みのタイムスパンである「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成年である2030年以降の時代を、今から想定しうる近い未来「ポスト2030(SDGs)時代」として、その時代に向けて日本の市民社会によるアドボカシーや、市民社会自身がどのような未来像（ビジョン）を描いていくべきか、その「展望と論点」を示している（3章）。なお、この文書では、あくまで「ポスト2030(SDGs)時代」に向けたアドボカシーと市民社会の「ビジョン」を示すものであり、アドボカシーや市民社会各分野・団体の具体的な「戦略」「戦術」「アクションプラン」は示していない。現在の厳しい国内外の政治、経済、

社会情勢の中で、筆者らの限られた能力と紙幅で、何か即効性のある「対策」を包括的・分野横断的に示すことは不可能である。むしろ、時代状況に翻弄される市民社会に携わる一人ひとりが、いったん立ち止まり、市民社会の活動の根源である「この社会をどうするべきか」を考え、それぞれに未来に向けたビジョンを掲げ直す一助となることが、この文書をまとめた意図である。したがって、「展望と論点」とあるように、未来に向けたビジョンとはいえ、その内容は断定的ではなく、ある面で理想的であり、論争的であり、オープンエンドである。読者には、お示しした「展望と論点」を用いて、ぜひ、周囲の仲間や人々と対話を重ね、それぞれのビジョンと、活動のあり方を紡ぎ出してほしい。筆者ら自身も、この文書の次の段階として、この文書が示すビジョンを具体化するためのアクションにつながる動きを、各地、各分野、各世代の仲間と共に興していきたいと考えている。

なお、この文書は全体において「あどぼ・していづんプロジェクト」の責任で作成されたものであるが、具体的な執筆は、あどぼ・していづんプロジェクトのメンバーである加藤良太(はじめに、1章、3章1項・5項、むすびにかえて)、神田浩史(2章、3章2項・4項)、小泉雅弘(3章3項)が担当した。また、その内容において、あどぼの学校および、あどぼ・していづんプロジェクトのもとで行われた「あどぼを紡ぐ研究会」(2021年度～24年度)の研究内容に基づいている。同研究会に参加いただいた全ての方々に心より感謝申し上げる。

また、この文書では、権利主体、社会的主体としての「ヒト」の一般的な集合を「人々」と呼称している。市民社会に関わる文章の場合、ここに「市民」と用いられることが多いのであるが、人々の権利状況や権力勾配に敏感であるべきアドボカシーを論じる文章として、「市民」の語に包摂されない人々、排除されている人々の存在を意識して、あえて「市民」の語を用いていない。また、これらの類義語に「大衆」「民衆」「人民」などもあ

るが、いずれも筆者らの意図を十分に表現し得ないか、その語の使用により筆者らの意図しない「誤読」を読者にもたらす恐れがあることから、上記の意味においては用いていない。

さらに、この文書では「市民社会」という語を、特に断りのない限り、1) NGO、NPO、市民運動、市民活動、ボランティア活動などの総称や、それらに携わる人々や組織から構成されるセクターを指す語として用いている。日本語としての「市民社会」は、上記の意味で用いられるとともに、2) 全体社会の市民的領域(政府の統制や市場の影響の及ばない領域)を指す語や、3) 市民の積極的な社会参加や政治参加によって成り立つ社会のあり方を指す語としても用いられるが、この文書においては、「市民社会」の用法として最も「狭義」の、1)の用法に限って用いている。この文書の議論は当然、他の二つの用法にも敷衍して議論できるものではあるが、この文書においては、ここで述べた用法によって理解いただければ幸いである。

1. 市民社会とアドボカシー

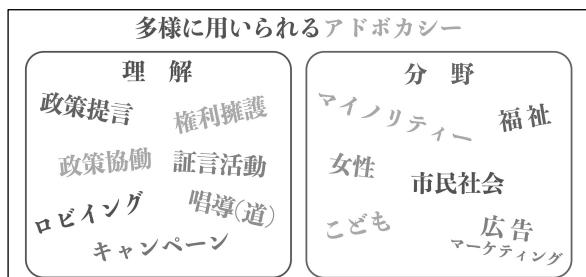
1) アドボカシーことはじめ

近年、日本の市民社会(ここでは主にNGO、NPO、市民運動、市民活動、ボランティア活動などを指す)でアドボカシーと呼ばれる活動が広まりつつある。市民社会では一般的に、アドボカシーを「政策提言」と表現することが多いが、市民社会が提起する社会問題について、一般の人々の関心や参加を喚起するキャンペーンをアドボカシーに含めることもあるし、政策提言にとどまらず、より幅広い政策過程(政策立案、決定、実施、評価などを含めたプロセス)への参加や協働もアドボカシーに含めることもある。活動分野ごとに見ると、人権分野では権利侵害された人々による証言活動や権利擁護、回復、獲得活動が重視されるし、福祉分野では福祉サービスの利用当事者の意思表明の支援や代弁を中心

に理解される。こども、女性、さまざまな社会的マイノリティの当事者運動でも、当事者の意思表明を実現、支援していくための活動をアドボカシーと表現することが少なくない。

このように、市民社会におけるアドボカシー理解には、かなり幅がある。これに、市民社会以外でアドボカシーが用いられるセクター・分野(たとえば広告・マーケティング分野など)での理解も加えれば、現実としてアドボカシーはかなり多様な理解がされているといえよう(図1)。

図1 多様に用いられるアドボカシー



(出典)筆者作成

この文書は、市民社会におけるアドボカシーを射程としているので、他セクター・分野に広がるアドボカシー理解までを包含する紙幅はどうていなが、市民社会におけるアドボカシーに絞っても、概ね「社会問題の当事者の権利擁護、回復、獲得」から「社会問題を解決するための政策提言、実現」までの幅で、それぞれの活動分野ごとに重点を微妙に変えながら理解、表現され、取り組まれているといえよう。

本章では、このような「アドボカシー理解の多様性・幅広さ」を認識しつつも、多様で幅広い活動実態と理解・意味づけがなされるに至った経緯をたどりながら、市民社会とアドボカシーの今後の展望を考える前提として、「市民社会によるアドボカシー」の意味するもの、活動が取り組まれる意義、視野に入る射程を市民社会の立場から明らかにしておきたい。

2)アドボカシーのルーツをたどる

(1)語義・語源

もともと英語であるアドボカシー(英: advocacy)は、どのような語義・語源をもつのか。一般的な英和辞典で意味を調べると、擁護・代弁、支持・表明、唱導(道)を指す用語として紹介されている。さらに詳細に用語の成り立ちを知るために、語源辞典を用いて語源を調べると、ラテン語「advocare」(呼び掛ける、呼び招く、(証人、弁護士等として)呼ぶ)から、古フランス語や中英語を経て14世紀後半に登場した用語であると説明されている。また、名詞形「advocate」は他者の代弁者、仲介者、擁護者の意で、弁護士(主に法廷弁護士)のことを指す意味もある。このように、語義や語源をたどると、もともとは困難を抱えた当事者の状況や主張を代弁し、権利擁護を図り、問題解決を図るべく働く人々の活動を指す用語であったことがわかる。

こうした言葉が市民社会に持ち込まれ、活動を指す言葉として用いられる中で、特に現代の市民社会では上記を実現するために法律、制度、政策へのアプローチが重要となり、市民社会自身もこうしたものにアプローチする実力を備えるようになったことから、徐々に「政策提言」や「キャンペーン」の意味合いが含まれ、強まっていったのではないかと思われる。

(2)活動の系譜

現在の市民社会によるアドボカシーは、複数のルーツがあるとみられ、活動の系譜や連續性は必ずしも明確ではない(分野、時代を超えた連携、触発もあるとみられる)。また、アドボカシーに取り組む分野や解釈の多様性を考えれば、それぞれの分野からみた活動の系譜のあり方には、おのずと差異があろう。それらを全て網羅することは難しいが、ここでは、主に筆者らが関わる国際協力・環境・人権分野からみたとき、日本の市民社会における現在のアドボカシーにつながる活動の系譜がどのように「見えている」か、紹介していきたい。

国際的に活動し、海外の市民社会との関係も深い国際協力・環境・人権分野では、やはり海外の市民社会が国連などの国際機関や各國政府と政策対話を重ねている姿に、大きな影響と刺激を受けている。具体的には、国連環境開発会議(1992年)やミレニアム開発目標(MDGs、2001年～15年)など、開発や環境などの地球規模課題にマルチセクターで取り組む国際潮流が、国際協力 NGO や環境 NGO により紹介されてきた。さらに、国際協力分野では、こうした国際潮流を、国際機関への派遣時に体験してきた官僚たちを擁する日本政府の省庁と国際協力 NGO の間で1990年代半ばに「定期協議」が始まり(NGO・外務省定期協議会(1996年)、NGO・大蔵省(当時)定期協議会(1997年))、2000年前後には「政策協議」と呼べるレベルへと成熟してきたことも見逃せない。

さらに、市民社会がアドボカシーを行うに際して、国際機関や各國政府にどのような姿勢・態度で臨むのかについても、こうした国際・海外での政策対話の経験から大きな学びを得ている。例えば、この文書の筆者の一人である神田浩史は、かつて世界銀行総会に市民社会の立場で参加した際の経験を「ラリーとロビング」というキーワードを用いて紹介している。神田は、海外の NGO 活動家が、例えば午前中は総会会場の「外」の街頭で、世界銀行の政策に反対・対抗する立場でデモにカジュアルな服装で参加した直後、総会会場の「内」に入り、スーツに身を包んで、世界銀行の政策を現実的に修正する提案の実現をめざしてロビングする姿を見た。原則論的な立場からすると「裏切り」とも「日和見」とも批判されかねないやり方に驚いたが、その活動家たちは決して市民社会としての立場や目標をぶれさせているわけではない。デモを通じて、人々や市民社会の根本的な「異議申し立て」の意志や圧力を表現した上で、ロビングを通じて、そこに向けて政策を具体的に修正するアプローチを行うという「活動の組み立て」をしていたのである。また、海外の市民社会が国際機関や各國

政府の政策決定のプロセスにアプローチし、政策対話をを行う際も、相手の土俵(政策課題の設定、政策立案過程のデザイン)に乗るばかりでなく、積極的に「土俵づくり」に関与しようとし、それが不十分であれば対話や提言をボイコットするといった「硬軟織り交ぜた」アプローチを取ることも深い印象を残した。人々や市民社会としての立場、目的を隠させず、しかし現実的に国際機関・政府側と対話・協働できるところは積極的に進めるというアドボカシーの姿勢は、「緊張感ある対話と協働」と表現することができるだろう。

このように、日本の国際協力・環境・人権分野の市民社会は、アドボカシーの「具体的な方法」「心がけ」を海外の市民社会から学ぶと同時に、自分たち自身がアドボカシーに取り組む「動機」「立ち位置」もまた、海外の人々や市民社会との関わりから学び取っている。国際協力分野では、1980年代を中心に、海外の支援現場で活動した NGO 活動家の多くが、日本政府による ODA (政府開発援助)事業による被害や、あるいは深刻な汚職や腐敗に直面した「南の国」(いわゆる途上国)の人々と出会っている。その人々から、「(民間ベースの) 支援も結構だが、その前に、我々に被害をもたらす「北の国」(いわゆる日本を含む先進国)の政府や政策を変えてくれ」という声を聞いた活動家も少なくない。また、1990年代後半から2000年代初頭にかけて、援助債務帳消し運動「ジュビリー2000」や、途上国の貧困削減に向けて主要各国の ODA 増額を求める「G-CAP」(日本では「ほっとけない 世界のましさ」の名称で知られる)など、南の市民社会発で始まった、世界規模のアドボカシー・キャンペーンに日本の市民社会も参加し、世界の市民社会の中にもあった「北の市民社会が南の人々を代弁する」構造の変化を感じ取ってきた。

こうした、市民社会の中にも内在してきた「援助する側、される側」「代弁する側、される側」の構造や権力傾斜に気づき、克服しようとした事例としては、1950～60年代の米国で、アフリカ系アメリカ人を中心とした公民権運動の伸長とともに

に進められた、都市計画において、当該地域のマイナリティ住民の権利状況を改善しつつ、その参加を促した「アドボケイト・プランニング」が日本でも学界を中心に早くから知られていたし、日本の市民社会が関わったものでは、1989年にアジア太平洋地域の民衆運動関係者を迎えて、日本各地で行われた国際民衆行事「ピープルズ・プラン21世紀(PP21)」と題する諸行事や、その最後に発出された「水俣宣言」がある(PP21や水俣宣言については、この文書の末尾「むすびにかえて」でやや詳しく触れる)。

一方、日本国内の活動からの系譜としては、第一に人権・公害など歴史的な運動の蓄積が挙げられるだろう。現代の各分野の市民社会がどこまで自らのルーツとして意識しているかは別として、部落解放運動、在日韓国・朝鮮人の運動、各地の公害反対運動などの経験や蓄積は、アドボカシーにおいて、とりわけ、差別や社会問題の被害者として苦しみを受け、社会の中で構造的に弱い立場におかれ、意図的な排除・阻害を受けてきた人々の被害救済、権利回復・獲得をめざす要素を含む活動において、重要な基盤となっているといえよう。

また、1960～70年代の「運動の時代」の経験と教訓は、批判的教訓として(やや、この面が強すぎるとも言えるが)、あるいは、次の時代(1980年代以降の「市民活動」の時代)への萌芽として、日本の市民社会において意識されてきた。批判的側面としては、この時代の社会運動や学生運動が、本来は「人が人らしく」生きられる世の中を実現するために、社会変革や体制変革を目指していたにも関わらず、次第に極度に政治的党派性を帯び、人々(当時の言い方でいえば「大衆」)から乖離し、過激化・暴力化して人々の支持を失っていったことは、つとに指摘されることである。他方、1965～74年に活動した「ベ平連」(ベトナムに平和を！市民連合)など、ベトナム反戦運動が特徴とした、広範なネットワークや活動の展開に学びを得て、その後の市民社会各分野の活動やアドボカシーに携わった活動家

も少なくない。日本の国際協力 NGO の設立のピークの一つは、ベトナム戦争やその影響によるインドシナ難民問題が生じた1970年代であり、こうした設立に関わった人たちの中には、ベトナム反戦運動に関わった経験をもつ人たちがおり、その後の国際協力 NGO によるアドボカシーに携わることになる人たちも含まれる。

さらに、日本国内のアドボカシーの萌芽となる動きとしては、1998年に成立、施行された「特定非営利活動促進法(NPO 法)」の制定運動を担った市民社会の動きがある。この中核を担い、NPO 法成立後は同法を生かして、各地、各分野で NPO・市民活動支援を担った人たちは、1980年代に日本各地で「まちづくり」などに関わり、次第に NPO・市民活動を支援する「中間支援」に進出していくリーダーたちに重なる。この人たちは、主に米国や英国の非営利組織・チャリティ一組織に関わる法制度・仕組み(法人格、寄付税制、政府との関係)に学び、単に一つの法律を作ることを目的にするのではなく、日本に「市民社会というセクター」を登場させるビジョンと、市民社会が自由闊達に活動できる社会の仕組み・環境を創出することを目的に、その第一目標として同法の制定をめざした。この動きは、その後の公益法人制度改革(2008年)や、認定 NPO 法人制度の創設など、寄付税制の充実に向けた活動につながっている。

このように、現在の市民社会によるアドボカシーにつながる活動の系譜は、筆者らが認識できる範囲だけでも、さまざまな国内外や分野にわたる。これらをまとめると表1のようになる。

表1 現在のアドボカシーにつながる活動の系譜

<海外からの系譜>	
① 国連、国際機関、政府機関と市民社会の政策対話	国連でのNGOの登場、ラリーとロビング、緊張感ある対話と協働
② アドボケイト・プランニング(米、1950～60年代)	公民権運動の一環としての都市計画へのマイノリティの参加
③ 「南」の人々とのつながり	PP21・水俣宣言、「北の国こそ変わるべき」との南の民衆の声、ジュビリー2000、G-CAPなど南の市民社会発のキャンペーン
<国内からの系譜>	
④ 人権・公害など歴史的な運動の蓄積	部落解放運動、在日韓国人・朝鮮人の運動、各地の公害反対運動、大規模開発に対する反対運動(e.g. 三里塚での運動とその後)
⑤ 1960～70年代「運動の時代」の批判的継承	政治性を帯びる社会運動・学生運動、ベトナム反戦運動とその特色
⑥ 1980年代「市民活動」からNPO法制度化へ	まちづくり・中間支援組織の勃興、英米の市民社会制度の研究と移入、NPO法制定のキャンペーンとロビング

(出典)筆者作成

これまで述べたように、市民社会によるアドボカシーの活動の系譜は、多様なものがあるが、これらの活動の歩みを追っていくと、それぞれの活動が大切にしてきた要素について、いくつかの共通する要素を見出すことができる。それをまとめたのが表2であるが、これらの要素には、現在の市民社会によるアドボカシーにおいて何を重視すべきかについて、重要な示唆が含まれているといえよう。

表2 活動の系譜からみえる共通の要素

① 現場・当事者を政策場裡とつなぐ。
② 虐げられ、無視された人々とその声を社会に登場させ、その人々が自ら主張し、社会形成に参加する権利を回復する。
③ 現場・当事者の問題を社会化・政治化し、法制度・政策の変更をめざす。

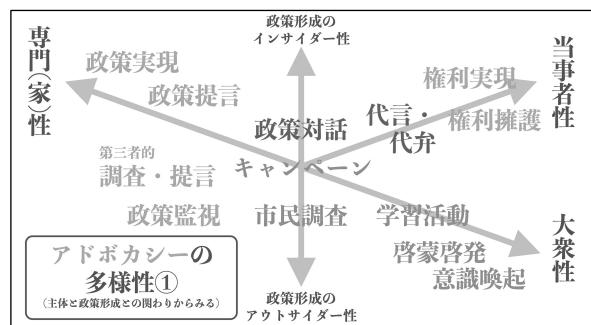
(出典)筆者作成

(3) 活動の広がりと多様性

現在の市民社会によるアドボカシーは、前項で挙げた要素を共有しつつも、活動の分野や特性、担い手や関わる当事者の立ち位置、めざす獲得目標、各分野がおかれた社会環境の変化の中で、アドボカシーとして含みうる活動の広がりと多様性をさらに広げている。アドボカシーとして位置づけられる活動をどのように分類して理解するかは、いろいろな見方・考え方があろうが、ここでは、1) 主体と政策形成との関わりから、2) 活動の基点と展開から、の2つの視点からの分類を試みた。

図2 アドボカシーの多様性①

(主体と政策形成との関わりからみる)



(出典)筆者作成

図2は、アドボカシーの多様性を、主体と政策形成との関わりからみたものである。一般にアドボカシーとして意識されることが多いのは、図中でいう政策提言、政策実現など専門(家)性が高く、政策形成のインサイダー性の高い活動である。一方、当事者性の高い権利擁護、権利実現も、活動の始まりは政策形成から疎外されていることも少なくないが、アドボカシーの結果として、政策の当事者としての正当性／正統性をもって、法制度、政策に大きな影響力をもつことがある。また、前述のように政策対話やキャンペーンも、アドボカシーを通じて政策形成への影響力を高める活動として、重要度が高まっている。

一方、直接は直接の政策形成からは距離がある(アウトサイダー性)が、市民社会がアドボカシーを行うための基盤として、第三者的な立場

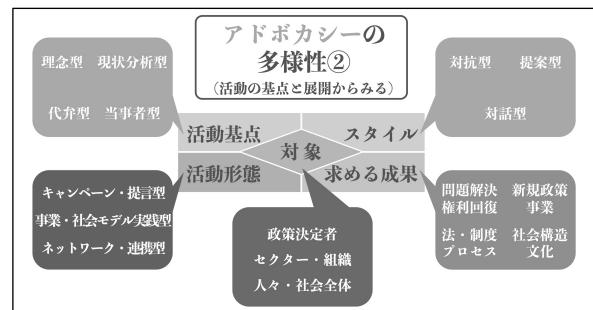
からの政策監視や調査・提言も重要である。これらの活動については、むしろ、政策形成の場やプロセス、政策決定者(政府、議会など)から離れた立場で行うことで、より客観的で効果的な成果を得ることもできる。市民社会がアドボカシーにおいて、政府に対して「緊張感ある対話と協働」を貫く上でも、重要な基盤となるだろう。

また、1990年代以前、日本の市民社会が社会問題の解決に向けて、直接の事業活動を担うことが難しかった時代の主流の活動であった、一般の人々に向けた啓蒙啓発、意識喚起、学習活動も、市民社会のアドボカシーの基盤となる活動として、改めて見直すことができるのではないだろうか。図らずも1990年代以降のインターネットの普及によって、人々は多種多様な知識や情報を瞬時に手に入れることができるようになったが、フェイクニュースの拡大やネット上で拡大し、時に現実世界にまで拡張される誹謗中傷や根拠のないネガティブキャンペーンなど、人々が事柄の真贋を見極め、それに基づいて発言・行動することが難しい社会環境が急激に広がっている。その中で、市民社会が「ファクトとロジック」を明示した学びの場や、知識、情報やその分析を示したアーカイブやツール、キャンペーンを提供することは、以前にも増して重要となっているといえるだろう。それが、社会に影響を及ぼすことを企図するアドボカシーへの関心、参加を促すものであるならば、なおさらである。

なお、こうした市民社会による学習の延長線上にある、人々自身が科学的な知見に基づいて調査研究を行う「市民調査」「市民研究」の重要性も指摘しておきたい。市民調査、市民研究は公害反対運動など、日本の市民社会のアドボカシーの源流となる活動の中で盛んに行われ、経験を蓄積してきた。現在の日本の市民社会には、学識者の参加や、学術的な知見をもったスタッフやボランティアも存在し、学術的な水準をもつた調査研究が行われることも少なくないが、それでも、一般の人々が科学的な知見に基づく「調べる技法」を身につけ、自ら調査研究を行い、社

会問題の構造を明らかにしていくことの重要性は低下していない。むしろ、前述のようなインターネットや一部メディアを通じて流布されるフェイクニュースに流されず、自ら事実に迫るアプローチを持つこと、人々が特定の権威や権力によらず、社会問題や公共政策をモニターし、その結果を分析、公表する力をもつ意味は、今まで以上に高まっているといえよう。

図3 アドボカシーの多様性②
(活動の基点と展開からみる)



(出典)筆者作成

図3は、アドボカシーの多様性を、活動の基点と展開からみたものである。前述のように、アドボカシーの基点として、社会問題や政策の当事者の存在は極めて大きい。しかし、実際のアドボカシーを見てみると、活動基点として当事者が基点になっていたり、その代弁を行うことが基点になっている活動ばかりでなく、当事者や直接の代弁者は異なる立場で(必ずしも第三者的、客観的とまでは言い切れないが)社会問題や政策を分析して、その結果を踏まえて活動するものや、その結果に対して「本来こうあるべき」と理念を掲げて活動するものも少なくはない。もちろん、市民社会やアドボカシーの本質的な立ち位置として、当事者を無視する、置き去りにすることは論外であるが、一方で、多くの社会問題をめぐる社会構造をみると、少なくない当事者が社会的な発言力を持たなかったり、そのような機会や能力形成から疎外されていることも少なくない。言いたくても言えない、そのような状況におかれていることを「仕方ない」と諦めさせられていることも

少なくないのである。こうした状況において、市民社会が独自の立場から社会問題やその問題構造を明らかにし、もの言えぬ当事者に代わってアドボカシーを行うことは重要である。

また、アドボカシーの対象や活動スタイルも多様になっている。市民社会によるアドボカシーの従来のイメージでいえば、政府など政策決定者に対して(政策)提言を行うということになるが、組織やセクターを対象にしたり、前述のジュビリー2000やG-GAPなど、広く人々や社会全体の取り組みを訴えるものもある。一方、アドボカシーの対象(とりわけ政府や企業など)の姿勢によっては、対抗型の姿勢で取り組まれることもあるし、提言を行う前に、じっくりと対話をを行うもの、さまざまな活動スタイルの合わせ技で取り組まれるアドボカシーもある。

活動形態もさまざまである。広く社会に訴え、政策の変更を求めるために、キャンペーンや提言活動がメインになることは多いが、最近では、単独の団体で取り組むのではなく、これを幅広い地域、分野、活動領域の団体や個人が連携し、そのネットワークによって取り組むアドボカシーも増えている。また、実現すべき政策や社会のあり方を訴えるだけでなく、市民社会自身が取り組める規模で実際に社会の中で事業や社会モデルの試行を行い、それを雛形として、社会全体での取り組みを求めるようなアドボカシーも出てきている。このような多様なアドボカシーが求める成果も、直接的な社会問題の当事者の問題解決や権利回復から、社会そのもののありよう(社会構造や文化など)の変容まで、幅広いターゲットをもつに至っている。

これも、あくまで筆者らが活動する分野の視点から見えた活動分類にすぎず、他分野ではさらに多様な活動がアドボカシーと位置づけられる可能性があることや、将来、上記の理由からさらに活動の幅が広がっていく可能性があることは指摘しておく。

3)アドボカシーとは何か

これまで述べたように、市民社会によるアドボカシーは、社会問題の当事者の立場や声を代弁し、いくつかの特徴を共有することを確認しつつも、現実の活動の幅は広がり、多様性をもち、現在もこれからも拡張していく可能性があることを確認した。とはいって、私たち(あどぼの学校)の視点から「アドボカシーとは何か」をまとめて、一定の定義をしておくことが、これからアドボカシーやそれに取り組む市民社会の展望を語るために必要である。

これまで述べた、アドボカシーの系譜や共通する要素、活動の多様性・拡張性を踏まえながら、筆者らは、市民社会によるアドボカシーという活動をひとまず、次のように定義したい。

あどぼ・していづんプロジェクト(あどぼの学校)が考える
「アドボカシーとは何か」

- 市民社会が主体となり、地域～世界の問題解決や社会変革に向けて、社会全体の取り組みを促す活動。
- 根本的・持続的な問題解決のため、個別の主張や目的の実現にとどまらず、政策・法制度、政府・企業や市民社会自身のあり方、社会構造の変革まで視野に入れる。
- 社会的少数者の立場・視点・意見が反映され、活動を通じて、その人たちの人権の擁護・回復・実現につながることを重視する。

上記の定義の特色として、アドボカシーに取り組む上での市民社会の主体性、特定の政策や利益の実現にとどまらない活動の視野、社会問題の中での社会的少数者(多くの場合、当事者はその立場に立たされる)の権利擁護、回復、実現が重視されていることである。市民社会がアドボカシーに取り組む社会問題や政策領域において、それらの当事者は単なる公共政策の不作為ではなく、公共政策が及ぼす負の影響による被害や、社会構造そのものによって不利益、被害を受けていることも少くない。もちろん、これ

からの時代に向けて、今成し得ないことを「解決する」「実現する」活動も必要であるが、将来にわたって今、傷ついている人々が受けている被害を「繰り返さない」ためのアドボカシーは重要であり、市民社会の取り組むアドボカシーの多くはそのような側面をもっている。そのためにも、アドボカシーにおいて特定の政策実現にとどまらない社会全体のあり方を展望する視点や、社会的少数者の権利擁護の視点は、欠かせないのである。

4)アドボカシーをめぐる課題と論点

これまで、市民社会によるアドボカシーについて、活動や理解の多様性や系譜、ひとまずの定義を述べてきたが、その多様性ゆえに、また、現在進行形で活動の幅が広がりつつある(その中で多様な理解や定義が加えられる可能性がある)がゆえに、さまざまな課題や論点が存在する。そのいずれもが、活動と継続しつつ議論が継続しているものもあり、この場で結論を述べることはできないが、その一端を紹介しつつ、市民社会によるアドボカシーについての取り組みや検討、議論の一助としたい。

(1)当事者(性)との関わり

これまで述べたように、アドボカシーはつねに、当事者(性)と実際に活動に取り組むものとの関係性やそれぞれの立ち位置、それに伴う活動の可能性、正当性・正統性が問われる傾向にある。例えば、具体的あるいは概念的かによらず、当事者から活動に取り組むものへの「委任」がないアドボカシーが成立しうるのか、ということがある。より当事者の存在や主張を重視する立場に立つ人たちの中には「当事者からの委任なきアドボカシーは(本来の)アドボカシーではない」という主張も存在するが、前述のように、現実の市民社会によるアドボカシーの中には、社会問題への調査分析を基点としたり、るべき社会のあり方を掲げて(理念)実現に取り組むような、直接に当事者(性)を基点としないアドボカシーも存在する。とはいって、そのようなアドボカシーであって

も、当事者との関わりや、その立場、視点、主張からの活動の「問い合わせ」は必要である。この際、社会問題やその背景となる社会構造、とりわけ当事者がおかれた状況への理解と調査分析は必要であろうし、いずれ、当事者との「出会い」や声を聞くこと、対話は必要となる。また、科学的、客観的に当事者の状況に代弁、改善するだけでなく、アドボカシーを担う者が当事者と同じ「人々」として、する／される関係から、同じ物事に取り組む「仲間」としての関係を目指して、当事者との間に人間的な共感(シンパシー・エンパシー)を醸成することの重要性も指摘できよう。

市民社会によるアドボカシーの中には、当事者自身が取り組むものもある。当事者自身がアドボカシーを行うという当事者性の強さから、その活動や主張は高い正当性・正統性を持ちうるが、一方で、当事者であってもアドボカシーの担い手となり、自身の体験やそれに基づく主張を超えて、他の当事者の経験や主張も包含して語りだす時、必然的に代弁者としての立場も帶びることとなり、双方の立場の違い、差異の中でジレンマを抱えることがある。また、当事者としての体験とそこから導き出される主張は、それぞれに固有に価値をもつがゆえに、同じ社会問題の当事者間／活動間でも、細かい経験、立場、主張の違いによって、当事者や活動が細かく分断されてしまうこともある。

アドボカシーで代弁される当事者(性)にもさまざまな種類、側面があり、アドボカシーのあり方を問われることになる。例えば、ある社会問題の当事者であっても、社会構造の中でサバラン(周縁化、疎外された人々)の立場に立たされる人たちや、ある問題やそのための政策について語り合う場や機会において、その問題や政策に深い関わりがあるのに、さまざまな事情で「本来、ここにいるべきだがいることができないでいる人々」について、その存在をしっかりと明示してその立場や主張を「登場」させることができるのか、といったことがある。また、ものごろつく前のこどもたちや自然物など、自ら語りえないもの、人格

をもたないものの代弁はできるのか、今後、被害を受けず、よき未来を享受するために、現在～未来の未見の当事者の代弁はできるのか、などといったことも考えられる。

(2)運動圏と制度圏にまたがる葛藤

市民社会によるアドボカシーは、文字どおり市民性をもった活動によって担われるものではあるが、アドボカシーを通じてより実効性のある政策提言や政策実現を図ろうとすればするほど、アドボカシーを担う組織やメンバーの専門性は高まり、メンバーの属性や経歴も、一見すると政策決定者や政策決定に関わる他セクターの専門家やエリート層に近似する傾向がある。もちろん、市民社会でアドボカシーを担う人たちの多くは、高い専門性と共に市民性を意識しながら活動するのであるが、活動自体は高度化し、一般の人々が容易に参加したり、理解や支持を与えることが難しいものになっていく。より政策決定の場に近いところで活動する市民社会の組織やスタッフは、その立ち位置や考え方、振る舞いが人々の立場を離れて、政策決定者に近いものになっていく可能性について、常に自覚的になり、自己検証を重ねていく必要がある。

市民社会が政策決定に近い場所でアドボカシーを行うとき、より影響力を高めるために、他の政策決定の参加者(政府や他セクターの専門家など)に「通じる」表現や論法、データ、客観的な調査分析に基づく主張などを優先したくなる欲求にかられることがある。これらと対照的な、当事者やそれに近い立場から語られる、生々しく、素朴かもしれないが実感にもとづく声を、アドボカシーを担うものはその熱量も含めて、どのように政策決定の場に届け、政府や他セクターなどの参加者に聴かせていくことができるのだろうか。

市民社会によるアドボカシーは、市民社会が取り組むものであるから、もともと、人々による自由で自発的な活動としての運動性をもつものである。しかし、政策実現に向けた実効性を高め、政策決定者に近接して活動すればするほど、そ

の活動や主張に対し、政策決定者やその場である政治や行政が抛って立つ、間接民主制に基づく制度的正当性・代表性の有無、多寡を問わされることになる。これまで述べたように、アドボカシー的な代弁性は、当事者やアドボカシーの担い手自身の自覚はともあれ、選挙や住民投票といった制度的な政治選択の過程を経ているわけではないため、間接民主制に基づく正当性・代表性を承認されにくい。そのため、現実に政策決定に近い場所でアドボカシーを行うとき、市民社会の組織であっても、政策決定者から承認されやすい自己規定(利益団体、専門化)を示して政策過程に参加しようとすることがある。一方で、そのようになることで、人々の自由で自発的な活動としての自由さを失い、既存の政府政策の決定過程の規範や慣習に拘束されやすくなり、アドボカシーの運動性は損なわれることになる。

(3)アドボカシーの自己規定

ここまで、市民社会によるアドボカシーについて、多様な現状を紹介してきたが、基本として、市民社会によるアドボカシーは社会運動・活動の一つである前提で考えてきた。しかし、現実にアドボカシーを担う人たち、論じる人たちの中には、アドボカシーについてかなり理解に幅があるのではないかと思われる。

もちろん、筆者らはアドボカシーは一義的に社会運動・活動の一つであると考えるが、他方、アドボカシーが政策提言や実現を志向する側面を捉えて、政策過程への市民参加の1プロセスであり、やがて制度化していくものだと捉える立場もある。また、活動やプロセスというよりは、社会運動・活動や政治参加のための、ツール、スキル、手法、方法、考え方という見方もある。

また、アドボカシーをプラグマティックに捉えるべきか、何らかの価値、理念、思想性を含む運動論を伴うべきものとして考えるかについても、多様な見方があるといえよう。

(4)アドボカシーと民主主義の関わり

筆者らは、市民社会によるアドボカシーの営みを、人々の草の根の参加を基点とした民主主義の質的・制度的・実践的「アップデート」につなげていくことを構想している。この際、人々のアドボカシー経験は、民主主義における政治・政策過程の公開、参加、透明性の向上にどう貢献するか、また、アドボカシーと、コミュニティー・オーガナイジング、ミュニシパリズム、協力のテクノロジーなどといった、他の参加や自治のための市民技術や理論はどういう関わり、互いにより影響を与えるのかを検討してみる必要がある。

(5)新自由主義的「改革」とアドボカシーの変質

日本で市民社会におけるアドボカシーの重要性への認識が広まった1990年代後半は、NPO 法の成立(1998)など、日本の市民社会がセクターとして勃興した時期である一方、新自由主義的な行政改革が進み、その過程で勃興期の NGO・NPO が事業委託や指定管理の担い手としてその一端を担いつつ、成長を促された時期に重なる。

その中で、アドボカシーも人々の立場を離れて、民営化される公共政策や事業の受注をめぐる準市場メカニズムの中での競争に勝ち抜き、直接の発注元である政府や自治体のお眼鏡に適い、自団体への事業受託につながる「政策代替案」を売り込むための活動へと変質していく動きも見られた。新自由主義的「改革」の弊害が指摘され、その見直しが求められる時代の趨勢の中、市民社会によるアドボカシーの 2000 年代の動向もまた、ここまで論じてきたアドボカシーの原点に立ち返って、自己点検とアップデートの時期を迎えているのではないか。

5)まとめ

ここまで、市民社会によるアドボカシーについて概説し、語義・語源や活動の系譜、活動の多様性・拡張性、これらを踏まえた一定の定義、課題と論点を明らかにした。第2章ではさらにそれ

を掘り下げ、具体的な分野や事例にあたりながら、市民社会各分野のアドボカシーがどのような試行錯誤を繰り返しながら歩みを進め、どのような経験や教訓、これからに向けた課題や論点にたどりついているのかを明らかにしていきたい。それを踏まえて、市民社会とアドボカシーのこれからの展望を考えてみたい。

2. 受け継がれ、アップデートされるアドボカシーの歩み

1)はじめに

2015 年に活動を開始したあどばの学校では、2015 年度～17年度にかけて、一年ごとに京都市、名古屋市、岐阜県と開催地を替えながら、講座形式の“あどばの学校”を開講した。京都、名古屋では、多様なアドボカシーについて講義を重ねていくスタイルで。一方で、岐阜ではアドボカシーの現場まで出向いていくスタイルで、学びを深めていった。(※1)

※1:この間の詳細については以下 URL 参照。

<https://www.advo-citizen.org/about>

<https://www.advo-citizen.org/activity>

アドボカシーには多様な形態があり、NGO・NPO の活動に端を発していっても、地域住民の捉え方、行政・議会などの対応の違いなどによって、その果実が得られるか否か、などといった差異が生じることも、少しずつ明らかになっていった。アドボカシーの態様によるこういった特徴をローカル・アドボカシー・モデル(LAM)と名付け、2018年度～20年度にかけては、主に京都市、岐阜県・垂井町でのこういった LAM の分析などに力を注ぎながら、他方で、アドボカシーをより身近なものとするために、“あどばのスゴロク”を開発し、主権者教育などの場での活用を働きかけていった。(※2)

※2:あどぼのスゴロクの詳細は以下 URL 参照。

<https://www.advo-citizen.org/sugoroku>

こういった活動を積み重ねながら、アドボカシーに関心を持つ NGO・NPO の仲間を増やしていく、2020 年度末には“あどぼのプラットフォーム”を呼びかけ、第1回の会合を京都市で開いた。その中で、アドボカシー活動の記録が十分に残っていないことに対する危機感が共有され、2021 年度からの“あどぼの学校”的中心課題として、先人のアドボカシーの記録を作成することとなった。

いざ、アドボカシーの記録を、と言っても、分野も、活動地も、年代も、担い手も、推進組織も、多種多様であるため、今日の社会に横たわる諸課題の根幹に位置する南北問題(人権問題)と環境問題へのアドボカシーの先例について学ぶこととした。

南北問題は、いわゆる「南=“途上国”」「北=“先進国”」といった構図の中で、国家間の格差として捉えられてきたものが、今日では国家間だけでなく地域間、階層間の格差を表す語としても象徴的に用いられてきている。21世紀に入って、MDGs(ミレニアム開発目標)やSDGs(持続可能な開発目標)なども活用して、国家全体の経済のパイを大きくしていった南の国がある一方で、依然として戦乱が続き、不公正な経済構造や政治構造が取り残されたまま貧困・飢餓にあえぐ国々も多数ある。加えて、半世紀近くにわたってネオリベラリズムが徹底されてきた世界・社会において、北の国々においても格差・貧困が大きな課題で、貧困の恐怖・不安が排外主義などの他者への攻撃といった問題を現出させてきている。

環境問題については、環境・生態系の危機が露骨に現出してきているにも関わらず、資源を多消費し、生産活動を大きくし、環境負荷を高めていく社会システムが主流を占めており、将来世代の資源制約の懸念を大きくさせるだけでなく、環境負荷をつけ届けてしまう恐れが高まっている。

また、環境問題に対する脆弱な階層や地域は、植民地支配の歴史などによってそのような地位に留め置かれていることが多く、環境問題と南北問題は密接に交錯し、気候正義、環境正義がうたわれるようになってきている。

2)二度と被害者を出さないために

環境問題と一口で言っても、それこそ多岐にわたる。そこで、環境アドボカシーの先人たちに、ご自身の来歴を語ってもらうことから、環境アドボカシーの要諦を探っていくという手法をとっていった。

現在、認定NPO法人気候ネットワーク代表理事の浅岡美恵さん。弁護士という職を選択せざるを得なかった、というところがスタート点で、弁護士としてスモン患者から始まり、水俣病患者支援を重ねていかれる。無視され、切り捨てられようとしている公害被害者への差別・偏見を超克するために、弁護士として調査され、被害者の代弁者となり、訴訟を起こし、解決策の提言を重ねてこられた。そういうご経験から、被害が起きてからでは遅い、環境問題は未然に防ぐことが大切、との観点から、気候変動の問題について先頭を切って取り組んでられる。

元滋賀県環境生協理事長の藤井絢子さん。琵琶湖の汚染の問題が出発点ながら、藤井さんも公害問題にも深く関わってこられた経歴が。アオコ発生が頻発する琵琶湖をどうするのか。その原因を特定し、住民が主導して、行政とも協働しながら、解決策を模索していく。脱合成洗剤条例の制定に尽力され、同時に、石鹼や浄化槽の普及を図るために全国的に珍しい環境生協を立ち上げて、事業を進めることでもアドボカシーを進めて来られた。

認定NPO法人環境市民の枚本育生さん。新石垣空港や京都市の鴨川ダム構想などの大規模開発・環境破壊に異論を唱え、市民が主体となった環境政策の必要性・重要性を訴え続けられてきた。反対・異論だけでなく、自治体の環境政策の策定への協働、全国の環境NGO・NPO

などとともに環境首都コンテストの展開など、地域からの環境政策の底上げをリードして来られた。

三里塚の大規模開発に抗う活動を展開しながら、一方で地域の農の維持・再興に尽力される活動。日本国内の熱帯材利用・依存の現状を分析し、マレーシアをはじめ東南アジアの熱帯林破壊と私たちの暮らしとのつながりを明らかにした上で、熱帯林保全を訴える活動。大規模開発に異論を唱え、批判を加えながらも、それらに代わるオルタナティブを提示してきた歴史を学び続けた。

3) 日本と欧米の植民地主義と途上国支援の系譜

～人々の視点でたどり直す～

南北問題については、2021 年度にODAアドボカシーの系譜について学んできた。その中で、ポイントになるのは、日本の植民地支配の問題である。後発帝国主義国家として、まずはアイヌモシリ、琉球を植民地化することにより始まった近代日本。その後、台湾、朝鮮半島から、中国侵略、東南アジア侵略へと、文字通り帝国主義国家の道を歩んでいき、侵略先の人々に多大な犠牲を強いた上で、最後は敗戦という破綻を迎える。

戦後、連合国統治下を経て、再独立を果たした日本にとっての最初の課題は戦時賠償。東西冷戦下で、日本を西側陣営につなぎ留めたいアメリカをはじめ西側諸国が多くが賠償放棄する中で、戦時中の日本軍の苛烈な暴虐の記憶も冷めない国々からは断固賠償との要求もあり、交渉で減額しながらも、受諾していく。しかしながら、対外的には賠償と唱えながらも、国内でも「本邦企業の海外進出の方途」と言い換え、賠償資金自体が日本に還流するシステムを作成。その延長上に、日本のODAが始まっていく。

南北問題の解消を目指して、ODAアドボカシーを開拓していく上では、常に明治維新以降、帝国主義国家として日本がどのようなことを展開してきた、それがどのように今日にも影響してい

るかを理解することが大切で、“大航海時代”的な雄を英雄と称える“ヨーロッパ史観”、明治以前の日本社会を貶めて明治以降の日本国家の膨張主義を肯定的に捉える“明治維新史観”、福沢諭吉が唱えて今日の日本社会にも根強い“脱亜入欧”といった呪縛からの解放に向けて、帝国主義・植民地支配の歴史を再確認していく。

ODAは始まるとともに、東西冷戦下の西側国家の一員として、戦略援助化していく。おまけに、賠償時に形作られた日本への利益還流のシステムは根強く保持され続けて、「誰を“援助”しているのか？」「誰のための“援助”？」と、常に問い合わせていく必要がある。

4) 参加と対話で政策を変える

～NGOと政府の政策対話～

ODAアドボカシーが 1990 年代以降、大きく展開していく。その背景には、1970 年代から80 年代にかけて高まっていたNGOによる世界銀行、アジア開発銀行といった多国間開発金融機関(MDBs)批判がある。MDBsは、主に南の国々の大規模開発に融資を進めていったが、融資受け入れ国の多くは独裁国家であった。そのため、住民の意向や環境破壊が顧みられることなく開発が進められ、それら開発に反対する者に対しては、苛烈な弾圧が加えられていった。

独裁政権下の開発融資は、腐敗・汚職を伴うことも多く、所期の効果が見込めない事業が続出したこともあり、MDBsは改革を余儀なくされていく。そこで、1980 年代末から「参加と公開」を実施していく。年次総会を公開し、市民・NGOの参加を可能にする。融資事業関連情報を公開する。そして、NGOからの提案もあり、環境や社会に関するガイドラインを策定し、利害関係者からの異議申し立ても制度化していく。

MDBsの一連の改革を体験した、日本のNGOの間でも、この手法を援用することで、日本のODA政策の改革に結び付けようという動きが生まれていく。多様なNGOが手を携えて、1996 年にはNGO・外務省定期協議会が始まり、翌

1997年には日本政府のMDBs政策を主題とした大蔵省(現・財務省)・NGO定期協議が、そして、1999年にはODA実施機関のJICAとNGOとの定期協議の場が創出されていく。これらの協議の場は、一部の例外はあるものの、多くの場で「参加と公開」が担保されており、誰でも参加でき、また、過去に遡っての議事録が閲覧できる。

協議の場を活用して、JICAとNGOが協働でJICAの環境社会配慮ガイドラインの原案策定が提案され、公開の場で策定された原案が、公聴会やパブリック・コメントを経て成案化していく。協議の持ち方にしろ、ガイドラインの内実化や改定などについても、いくつも課題を残してはいるものの、ODAアドボカシーからはNGO・NPOのアドボカシーの実例として、援用できる点が多くある。

5)人々の暮らし・地域から世界を動かす

～ローカルアドボカシーの胎動～

アドボカシー活動の先達の多くは、公害対応や反戦・平和活動などを出発点としてケースが多い。公害の問題は、水俣病がそうであったように、世界各地で有機水銀汚染の問題が現出していき、なかには日本企業の活動との関連性を取りざたされるものも見られた。そういう場にいち早く出向いて、日本での経験を共有していく、アドボカシーのグローバル化を進めて来られた一人が、気候ネットワークの浅岡さんである。また、元滋賀県環境生協の藤井さんは、水俣に石鹼製造・利活用を伝えられたつながりから、日本企業が放射性物質を不法投棄したことが大問題となったマレーシアのイポーにまで石鹼製造・利活用を軸とした対応策を伝える活動も進めていかれた。枚本さんは韓国の環境NGOとの交流を積み重ねていかかるなど、ローカルアドボカシーのグローバル展開が図られていく。

一方で、南北問題、環境問題といったグローバルな世界・社会の課題を照射して、地域の課題に取り組んでいこうという動きも始まっていく。公共事業における熱帯材使用を止めるように、

自治体に働きかけていった熱帯林保護団体の活動もその一つ。また、フェアトレードという生産・消費関係の中での搾取構造を解決・解消していくこうというグローバルな運動を、地域ぐるみで進めるといったフェアトレードタウン運動なども、きながらグローバルな課題を地域課題と結び付けていくアドボカシー活動の代表例と言える。

地域での生ゴミ堆肥化・ゴミ減量の取り組みが、その主体となっているNGO・NPOにとっては、グローバルな環境問題とのつながりを認識し、そこへの取り組みを加速させることとなった例もある。地域の貧困・格差の問題に取り組むことで、理不尽なまでのグローバルな格差の問題への気づきとなり、こと地域活動に留まらず、発信力を強化していく例もある。

地域で起きている問題・課題は、一つの地域だけで起きているわけではない。また、一つの課題が単独で起きるものでもない。世界の動き、全国の動きを見すえながら、地域のアドボカシーを展開することで、孤軍奮闘しているわけではないことが見えてくるだけではなく、自分たちの課題の根っこに横たわる大きな課題を見通すことができてくる。

様々なアドボカシーの展開の、横のつながりが大切になる。一見すると、別々の課題に取り組んでいるように思っても、実は根っここの部分でつながっていたりする。また、別の活動から解決に向けてのヒントが生まれたりもする。位相の異なるアドボカシーとの縦や斜めのつながりも必要となる。一人一人が、公共政策立案の主体となるために、そして、一つでも多くのアドボカシー課題が解決に向かうように。地域で、そのようなNGO・NPOができ始めてもいる。行政・議会や企業との協議の場を設けることで、そこが重要な情報交換や交流の場となっているケースもある。あどぼの学校も、そういった場の一つとして、アドボカシーのプラットフォーム“あどぼ・していづんプロジェクト”を2023年に立ち上げた。

6)新自由主義「改革」とアドボカシー

～変質し、迷走するアドボカシー～

アドボカシーという用語が社会に定着したとは言い切れない。しかしながら、市民・NGOが公共政策の主体であるということは、徐々に社会に浸透しつつある。パブリック・コメントや各種審議会の委員公募・公開といったものに加えて、政策対話の実施、無作為抽出市民によるミニ・リパブリックス型政策形成などが、様々な分野で展開されている。

こういった公共私たちの手に取り戻す活動が広がる一方で、半世紀近くにわたって世界で展開してきた市場至上主義・新自由主義・ネオリベラリズムを基盤とした政策が、多くの社会課題をより深刻にしてきている。MDBsの改革は進んできたが、そのMDBs自体がIMFのSAP(構造調整プログラム)に代表されるように、世界大にネオリベ政策を強要してきた。ネオリベ政策の強要により、教育や福祉、医療といった本来、市場化の対象とすべきでない分野にまで市場化が進められ、階層間の格差は世界大で大きく拡大してきている。

世界大のネオリベ化の影響はアドボカシー、それ自体においても見られる。アドボカシー活動とは、短期間での成果が見えにくく、また、アドボカシー活動とその成果の因果関係すら立証が難しいことが多い。ところが、アドボカシー活動の展開においても、とりわけその資金調達の現場では、過度な短期的成果を求められるようになってしまっている。

短期的なアドボカシーの成果を求めて、閉空間でのロビー活動などを重視したり、公開プロセスを踏まずに政策決定者の内部情報などを入手して、コンテスト的に政策提言を行い、誇るといったことを“売り”にするような“コンサルタント”的現象なども見られ、これもまた市場至上主義がもたらす短期的な成果主義の弊害と言えよう。

人権を基盤とした「人々の視点」と、「自然・動植物・粘菌類の立場」で、「参加と公開」を徹底させて、より多くの人の参加のもとで公共政策を紡

いでいく。アドボカシーの要諦として、今後の指針としていきたい。

参考1: 戦後史の流れ

- 1945年 第2次世界大戦終結、植民地支配の終焉・東西の冷戦
- 1940年代後半～1950年代 アジア諸国独立
- 1960年代 アフリカ諸国独立、開発の時代、J・F・ケネディ米大統領の「開発の10年」
- 1970年代 資源ナショナリズム・石油危機
- 1980年代 債務危機・ネオリベへの転換
- 1990年代 東西の冷戦終結・南北対立
- 2000年代 格差・人権問題としての環境問題・環境正義

→ 21世紀 どういう時代にしていくか？

参考2: ポストSDGs時代に向けてのキーワード

- 植民地化、経済の在り方、用語(developmentなど)、市民の日本語(私たち自身の言葉・表現)
- 歴史、民族、国家を再構築・再確認、人と社会との関係を見直す、正義や公正を見つめ直していく
- SDGsの二重基準をときほぐす
- 価値観・常識の異なる人たちの分断、既存の価値観の強化に使われるSDGsと、それらを推進する強大な力を持つ人たちへの働きかけ、維持可能な暮らしをクリエイティブに創造、どういう社会を目指すかという具体的なビジョン
- 対話と和解、歴史教育と地理教育
- 脱植民地化、だれ一人取り残さない、越境する参加民主主義、”公共の利益“のもとにかき消される小さな声、公共性・パブリックってなに？

3. ポスト2030(SDGs)時代のアドボカシーと市民社会

1)人々の尊厳と権利に価値をおく

市民社会によるアドボカシーの根本、さらには言え、市民社会そのものの根本に据えられる

のは「人」であり、「人々の立場に立って」活動することである。さらに、市民社会が焦点を当てるべき人々とは、人数や社会的な意味での「多数」や「全体」ではなく、文字通り「一人ひとり」であり、とりわけ、社会の中で弱い立場、少数の立場、周縁に置かれた人、社会問題の当事者や被害者など、何らかの困りを抱えた人である。法制度や公共政策は、人々の多数や全体の合意形成を重視し、公共インフラや公共サービスへの量的なニーズやその達成を優先しがちである。一方で、多数から漏れ、全体から疎外された人々、とりわけ何らかの困りを抱えた人々は、多数や全体、それを代表する側(政府や自治体など)から、その困りを「個人的事情」と矮小化され、問題を自己解決できない人であると貶められ、自己責任で解決せよと無責任に努力を迫られることもある。しかし、その困りの要因を分析すれば、困りを抱えた人の自己責任ではどうにもならない、その人を取り巻く社会環境や、社会構造そのものに起因することが大半である。

市民社会は長い歩みの中で、さまざまな分野の活動や、現在のアドボカシーにつながる活動を通じて、上記の構造を痛感し、その問題性を強く社会に訴えてきた。市民社会だけでなく、地球規模課題に取り組もうとする多様なセクターが、1992年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミット(国連環境開発会議)から、2000年～2015年のMDGs(ミレニアム開発目標)、さらに2016年から2030年の達成期限に向けて現在進捗中のSDGs(持続可能な開発目標)という地球規模課題の解決に向けた取り組みの中で、上記の構造を自覚し始めている。SDGsが謳う「誰一人取り残さない」は、単なる「思いやり」「心がけ」などではない。地球規模課題と、それによって痛む具体的な「一人」とその要因である社会構造に着目し、その解決に向けた具体的な行動を促す価値観であり、行動基準なのである。

こうした、一人ひとりの「人」を基本に、人々の立場に立って活動するという価値観を、より明瞭

かつ簡潔に言い表すとすれば、「人々の尊厳と権利に価値をおく」と言えるだろう。では、市民社会やその活動であるアドボカシーにおいて、これから時代に「人々の尊厳と権利に価値を置いて」活動していくためには、具体的にどのようなことを重視すればよいのだろうか。

人権を基盤に考え、行動する

1990年代以降、国際協力分野では、途上国の開発や、開発協力を考える上での基盤に「人権」を据える流れが強まった。それを具体化したのが「人権基盤型アプローチ(Rights-Based Approach、以下RBAとする)」であり、1990年代後半から国際協力に関わる国際機関、政府系援助機関、国際NGOなどで採用されるようになり、開発協力に関する方針や政策、計画の策定、実施、評価などに用いられてきた。RBAの特色は、公共政策でしばしば重視される金額、事業、サービスなどの量的「ニーズ」ではなく、それぞれの政策分野や社会問題に関わる「人権状況」に視点をおく。社会問題の発生や政策需要の背景には必ず「権利の剥奪」があると考え、その政策分野や社会問題において権利を奪われている人=本来は権利を保有していて、剥奪されている権利を要求できる者(権利保有者/rights-holder)と、その要求を実現する義務を負う者(責務履行者/duty-bearer)を明らかにし、それぞれの権利主張、責務履行を十分に行えるよう能力形成、環境整備を行うことで、権利保有者の権利状況を改善し、政策需要や社会問題の解決につなげるのである。また、人権状況を捉える上で、国際条約や国内法に規定された人権基準(言論・表現の自由、集会・結社の自由、政治参加の権利、居住権、環境権、社会権などの具体的な諸権利)だけでなく、これらの権利が具体的に実現されるために社会全体で認識し、備えるべき条件である「人権の原則」(相互依存性、不可譲性、非差別・平等、法の支配、包摂・参加、透明性、説明責任など)も重視していることが特徴である。

このように、人権を基盤に据えて、社会問題や政策課題にアプローチするという考え方が国際協力分野に広まったのは、次のような理由がある。途上国が抱える社会問題、とりわけ貧困など、人々の生存に関わる問題の構造を掘り下げる、そこに必ず「構造的に人権が損なわれている」状況があり、それを構造的に改善しないと、貧困を根本的に解消することができないのである。多くの貧困層の人々は、単に個人や共同体の能力が低くて「喰えない」「稼げない」わけではない。稼ぐための職に就くための教育や訓練の機会、職に就いても正当な報酬や待遇、こうした活動を行える健康で文化的な生活環境を整えるために不可欠な医療、福祉、社会保障が、十分でないのである。これは明確に個人の責任ではなく、当人にそうした権利を保障できず、あるいは権利を剥奪している社会構造に原因がある。こうした社会構造が、途上国の貧困問題に関わらず、途上国、中進国、先進国の別なく、また、さまざまな社会問題とそこで影響、被害を受ける当事者の背景に共通してあるということへの気づきが、前述の地球サミットから MDGs、SDGs に至る国際社会の地球規模課題に向き合うプロセスであったといつても過言ではない。日本社会では伝統的に、人権は理念や道徳のように扱われる傾向があり、実際に権利を主張したり行使しようとすると、それはわがままであると他者や「世間」から批判や圧力を受けたり、はじめから濫用を警戒されて抑圧的に対応されることも少なくない。しかし、これまで述べたように、人権は実際に人々が行使することができ、社会にそのための環境が整って、人権が「実質化」してこそ意味がある。近年、日本社会でも、国際人権基準やそれを用いた人権活動が提案、実践されるようになり、人権を理念や道徳のように扱う感覚から脱却して「人権を使う」ことで、人々の権利状況を改善し、社会問題を構造的に解決しようという動きが見られるようになってきた。市民社会も、アドボカシーをはじめとしたさまざまな活動に「人権を基盤に考え、行動することを「実装」していく必

要があろう。

マイノリティ差別とマジョリティ特權の構造を解体する

この社会には、歴史的にも、また、現在に至るまで、社会的少数者の立場に置かれた人々（マイノリティ）への差別が存在してきた。一方、20世紀、とりわけその後半は、不当に差別され、人権を奪われた人々による反差別運動が、大きなインパクトを持った時代であった。例を挙げると、国際的には、米国のアフリカ系の人々による公民権運動や、南アフリカのアフリカ系の人々の反アパルトヘイト運動であり、国内では、長い歴史を持つ部落解放運動や、在日韓国・朝鮮人の運動、アイヌや琉球・沖縄の人々の運動である。女性運動や性的少数者の運動なども、反差別運動の側面を持つ。これらの運動は第一義的には、差別される人々が、奪われた人としての尊厳を取り戻し、人権を獲得・回復し、社会の中で公正に処遇され、るべき位置を占めることを目指すものである。それとともに、社会の中に根深く組み込まれた「差別の構造」を暴き出し、その問題性を社会に広く告発にするという、大きな働きを反差別運動は果たしてきた。

なぜ、人が人を差別するのか。それは、ある人々を低位におき、尊厳を奪い、隸属させ、その人が当然にもつべきものを奪い、その「奪い取ったもの」を自らのものにすることで、人より優位な立場に立とうとするからである。そして、隸属・奪いを固定化、持続化するために、低位におかれた人々に「被差別身分」の烙印を押して、社会構造に組み込む。そして、差別される人々から奪うことにも、それを自分のものにすることにも、差別する人々は疑問を感じず、当然のことと考え、あるいは無自覚にすらなっていく。このようにして、マイノリティとされ、差別対象とされた人々への差別は固定化し、その人々から奪ったもので成り立つ「特權」と、それに無自覚なマジョリティが、その上にあぐらをかく構造が出来上がるのである。

当然のことながら、市民社会が「人権を基盤

に考え、行動」しようとするとき、このような「マイノリティ差別とマジョリティ特権の構造」を座視し、温存させることは考えられない。解体を目指すほかない。アドボカシーに関わらず、市民社会のあらゆる活動を通じて、このことは実践されなければならぬし、さまざまな社会問題の中にこうした構造を認めたとき、声をあげ続けなければならぬ。そして、いまでもなく反差別運動は、市民社会の仲間であり、現代のさまざまな分野の市民社会の活動・運動につながる「ルーツ」もある。市民社会は、運動の先達たちからしっかりとバトンを受け継ぎ、それぞれの活動に継承し、活かしていくことが求められている。

社会をフェミニゼーションする

フェミニズムは、歴史的には女性の地位や権利向上を目指した思想、運動が出発点になっているが、現在では、そこを基点しながら、あらゆる性差別をなくし、性差による不当な扱いや不利益を解消しようとする思想、運動へと展開している。そして、フェミニズムも前項の反差別運動と同様に、当事者の状況を少しでも改善しようとする取り組みと共に、社会の中に根を張った男権主義(マスキュリズム)、父権主義(パターナリズム)と、それにより誰もが、ともすれば男性とを自認する人々すらも苦しめられるという構造を明らかにしてきた。

日本をはじめ、自由、人権、民主主義を尊重する政治体制の国々の多くは、法制度上は女性や性的マイノリティの地位や権利向上に取り組み、組織や社会で指導的立場にある女性の割合の増加などで、一定の成果を収める国々も出てきた。しかし、実際には政治、経済、社会の実質的な仕組みや運営の実態は、男性の典型化された特徴(身体の強健さ、比較的平準な体調、精神力の強さなど)に合わせて作られており、そこで「成功」するには、そもそも典型的な男性であるか、そうでない場合は上記のような特徴に無理に「過剰適応」することを強いられる。当然、上記のような特徴に適応できない人は、たとえ男性

であっても「不遇をかこつ」ことになってしまうのである。こうした「マッショな社会像」は、強いリーダーを待望する権威主義やポピュリズム、ひいては個人に全体への徹底的な奉仕を要求する全体主義とも相性がいい。

こうした社会を脱却するために、市民社会は「社会をフェミニゼーション」する構想をもち、それぞれの活動において展開していく必要がある。人々が「マッショな社会像」から解放され、さまざまな特性をもった人々が尊重され、互いに共存、協力できるような社会であればこそ、人々はそれぞれの可能性を開花させることができる。フェミニズムによって、社会をつくりなおすことも「人権を基盤に考え、行動する」ことの大きな柱であるといえよう。

2) 公開、参加、対話、透明性のある政治・経済・社会の仕組みをつくる

「公開と参加」が担保されることは、民主制を支える必要条件と言える。情報の共有のための「公開」が不十分なままでは、「参加」が担保されてもそれは絵に描いた餅となるし、「公開」はそれでいても「参加」できないようでは意思決定への参画もできなくなる。

世界で最も早くに情報公開を法制化したのはスウェーデンで、1767年に『出版の自由に関する法律』として制定されている。これほど早くから制定された例は他ではなく、多くの国では第二次世界大戦後に制定されていく。アジアでは、1996年に韓国で『公共機関の情報公開に関する法律』が、翌1997年にタイで『公的情報法』が制定されている。

日本における情報公開の法制化は自治体において先行し、1982年に山形県金山町で最初の情報公開条例が制定された。その後、1983年に神奈川県、埼玉県で条例が制定され、現在では、都道府県、特別区、市町村すべてで条例が制定されている。国における情報公開法の制定は1999年で、同法が施行された2001年よりようやく情報公開請求ができるようになったが、

そこに至るまでには30年以上にのぼる市民運動や法曹界からの粘り強い働きかけがあった。

情報公開法・条例は請求主義を原則としており、請求がなければ公開されないとする課題を抱えている。加えて、不開示情報として①個人情報、②法人情報、③国家安全情報、④公共安全情報、⑤審議検討等情報、⑥事務事業情報が挙げられており、不開示に不服がある場合は司法に訴えることができるものの、不開示情報の解釈が行政機関や時の政府の意向によって恣意的に行われる懸念が強いものとなっている。近年は情報の不開示以前に、文書作成の放棄や公文書廃棄・棄損と思われる事案も発生しており、文書不存在と扱われ、行政機関や政府の信頼性を失墜させている。

公共政策立案における「参加」については、1990年代から少しずつ広がってきた。主要な政策における公聴会が開催されたり、パブリック・コメントが実施されるようになってきた。パブリック・コメントは1993年に行政手続法で規定され、今ではオンラインで意見表明しやすい環境は構築されている。行政手続法では第42条で「『提出意見』を十分に考慮しなければいけない」と規定され、また、第43条で「提出意見を考慮した結果及びその理由」の公示を定めているが、それらが不十分な事例もあり、パブリック・コメント自体の信認を低下させる要因となっている。

公共政策の原案を検討する審議会などの委員公募も導入されてはいるが、そのほとんどは一部公募に留まっている。公開される審議会もあるものの、開催時期・時間などの関係で、形骸化しているものが多く、議事録の作成や公開も不十分なものが多い。

一方で、政策協働を推し進める方策も講じられてきている。ODA政策を巡るNGOと外務省、財務省、JICAなどとの対話の場や、河川整備を巡る懇談会などの設置、NGOと環境省との対話の場などがあり、四半世紀を超えて継続されているものもある。

ブラジルのポルト・アレグレ市で始まった市民

参加型予算を導入する自治体も出始めしており、東京都、三重県、長野県や三重県名張市、千葉県八千代市、茨城県阿見町や東京都杉並区で導入されたり、導入が予定されている。

くじ引きと熟議で民主主義をつくるミニ・リパブリックスの動きも各地で広がってきており、無作為抽出(くじ引き)で選ばれた住民が、熟議を重ねて公共政策を策定する試みで、まちづくりや気候変動対策などをテーマに各地で実施されている。

1970年代末から世界大に広がってきた市場至上主義・ネオリベラリズムの発想は、市場競争に勝つことを前提に、なるべく早く、なるべく多く成果を生み出すことを志向しており、「参加と公開」を前提とした熟議とは対極にある。一人一人の尊厳を基盤に、多様な価値観を尊重し、開かれた形で、丁寧な合意形成を重ねていく。不十分であったり、行きつ戻りつはありながらも、市場至上主義・ネオリベラリズムの潮流に抗するかのように、公開、参加、対話、透明性のある政治、社会、経済の仕組みづくりが試みられてきている。

「公開と参加」の精度を上げていく。そのためには、情報公開法・条例の利活用の促進、公開阻害要因の除去、政策協働や市民参加型予算、ミニ・リパブリックスなどについての情報共有を図り、相互の交流・協業が必要となってくる。一人一人が主役となり、丁寧な合意形成が図られるように、一歩ずつ。

3)国内外の脱植民地化をすすめ、人々と暮らし、地域、世界のつながりを紡ぎ直す

持続可能で公正な社会の実現—それは、現在私たちが目指すべき共通のテーマと言えるだろう。SDGsにも見られるように、その実現のためには未来のあるべき姿から現在を見つめ直すバックキャスティングの考え方が必要である。

ところで、未来のあるべき姿を描くうえでの根拠はどこに求めればよいのだろうか？その根拠は私たちが歩んできた過去一人類の歴史の中にあるのではないだろうか。もっとも、私たちが学

校で習ってきた歴史は、おうおうにして時代を制した勝者の歴史、支配者の歴史となりがちである。私たちが未来に活かすべきはそうした「歴史」ではない。重要なことは支配者たちの陰で見えなくされてきた人びとの姿を見つめることであり、かき消されてきた人びとの声に耳をすますことであろう。

ここでは、過去を見つめながら未来のビジョンを描こうとする際に私たちに求められることとして「植民地主義からの脱却＝脱植民地化」という課題をあげたい。

植民地主義(colonialism)とは、「国家主権を国境外の領域や人々に対して拡大する政策活動と、それを正当化して推し進める思考」を指す言葉である。大航海時代以降、ヨーロッパの国々は自国から離れた他の地域(アメリカ大陸、アジア、アフリカなど)を侵略し、植民地化していく。19世紀後半から20世紀初頭にかけて、欧米列強による植民地争奪戦はピークを迎える。帝国主義の時代である。日本もまた、「遅れてきた帝国」として植民地支配を拡大していった。こうした列強による植民地獲得競争は、二度の世界大戦へと向かっていき、これらの世界規模の戦争は、人類全体に大きなダメージを与えた。そして、第二次大戦後には「民族自決」が国際的な共通の原則とされるようになり、アジアやアフリカなど植民地とされていた地域は主権国家として独立していく。

それでは、第二次世界大戦後の世界では、植民地主義は克服されたのであろうか？その答えは明らかに「否」であろう。植民地主義は今なお、私たちの社会に潜んでいるとともに、形を変えながらむしろ拡大していると言ってもよいかかもしれない。私たちが、持続可能で、公正な社会の実現を望むのであれば、その事実を直視し、私たちの社会の「脱植民地化」を進めていくことに、真剣に向き合わなければならぬだろう。

「植民地主義からの脱却」という課題について、大きく2つの側面から考えてみたい。

ひとつは、入植者植民地主義(セトラー・コロニアリズム)をめぐる問題である。入植者が、もともとその地で社会を営んできた人びと(=先住民族)の土地に入り込み、新たな社会を建設していくのが入植者植民地主義である。新たな社会の建設は、既存の社会(先住民族の社会)の破壊をもたらす。北米やオーストラリア、ニュージーランドは入植植民地の分かりやすい形であるが、日本における北海道もまたその典型である。

植民地宗主国から地理的に離れていた植民地が主権国家としての独立という形に向かいやすいのに対して、入植植民地においては、植民地化された側が地理的に独立をすることが難しく、「民族自決」の原則は先住民族には適用されずにいた。しかし、1970年代以降、先住民族の権利回復の動きが高まり、2007年には先住民族の自己決定権を含む権利保障の基準を定めた「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択される。先住民族の権利回復という課題は、現在も継続している植民地主義からの脱却という課題に他ならない。

植民地主義のもうひとつの側面は、第二次大戦後にかつて植民地にされていたアジアやアフリカ諸国等が政治的には独立しながらも、経済的ないし軍事的に支配をうけ続け、「新植民地主義(ネオ・コロニアリズム)」と呼ばれる支配・従属関係の中にあるという課題である。第二次大戦後に表面化した南北問題とは、結局のところ形を変えた植民地支配の問題といってよいだろう。経済開発を至上命題としてきた戦後の世界において、皮肉なことに経済格差は年々拡大しており、国ごとの格差のみならず、国内においても格差が拡大している。2011年の東京電力福島第一原発事故は、都会の生活を支えるために地方が犠牲とされてきた構造を露わにしたが、同様の構造は現在も至るところに見られる。

このような入植者と先住民族、北と南の国々、中央と地方などの非対称な関係性を変えていく

ことは、持続可能で公正な社会をつくりだしていくことそのものであろう。長い年月の中で形成されてきた関係性を変えていくことは簡単なことではないが、それに取り組むことなくして、希望ある未来が訪れる事はないであろう。

4)人々の参加のもとに、自然環境と人間関係の持続可能な調和を図る

資本主義の成長主義、膨張主義が今もなお社会に大きな影響を来している。500年以上も前にプラトンやデカルトによって提唱された、人間と自然とを分断して考える「二元論」は、植民地支配の拡大、帝国主義の時代を経て、世界中に広まり、自然・生態系からの収奪・搾取を当たり前のものとしてしまっている。「二元論」に影響されない人々、地域社会は、先住民族やその社会を中心に残存しており、人間は自然・生態系の一部に過ぎず、自然・生態系により生かされている存在である、という自明の点を大前提に社会を再構築していく必要がある。

地域社会を持続的に運営するためには生態系の保持が不可欠である。そのことを前提に、地域社会には数々の”地域のお作法”が存在する。森林や河川敷など、生態系を保持する上で不可欠な場を誰が、どのように利用し、保全するのか。生命の源・水をどう扱うのか。自然を祀る祭祀の持ち方をどうするのか、などなど。先住民族が大切に継承してきたそれら”地域のお作法”は、先住民族の社会だけで大切に継承されているわけではなく、「南」の世界、「北」の世界にかかわらず、各所で見直しを図られながら継承されてきている。”地域のお作法”は関係する人々の参加によって見直されることが多いが、それらの多くは明文化されておらず、関係者以外にはわかりにくい、見えにくいものとなっている。

私たちはすでに「南」の世界も「北」の世界も併せて、地球上の利用可能な資源の2倍近くを消費して暮らしている。「北」の世界の資源浪費はすさまじく、その数値が4倍、5倍を数える国もある。これは資源の“先喰い”にほかならず、

本来ならば先の世代・将来世代が恩恵に預かるべき資源を、今さえよければと競って消費してしまっている。植民地支配・収奪・搾取の歴史を重ねる中で、自然・生態系からの収奪・搾取も苛烈を極め、数多くの種の喪失を招いて生物多様性を危機的状況に陥らせてきた。

地球の供給量をはるかに超える資源消費を続けているつけは、環境負荷として目に見えて現れて久しい。資源制約や環境負荷の限界を顧みずに、生産・消費を拡大し続けてきたことにより、資源の枯渇を招き、資源を巡る争い・戦争が絶えない。異常気象が常態化し、想定外の大規模災害が頻発している。それでもなお、自然・生態系の豊かさの一つとして供給され続けてきた資源の制約すら無視して、無限に資源は供給され、無限に開発が継続でき、それによる“無限の成長”という幻想に陥ってしまっている。

このような事態を開拓するためには、二元論の延長上にある多くのグリーン技術など小手先の技術革新に依存するのではなく、今一度、人間は自然・生態系の一部であるという自明の真理に立ち戻る必要がある。自然・生態系の啼泣に謙虚に耳を傾け、資源制約と環境負荷の限界を前提とした解決策を模索すること。そのためには、今もなお自然・生態系との対話を進めながら暮らしている人々の営みからの学びが肝要となる。

5)民主主義の深化・進化を進める

本章の前節までに示した市民社会とアドボカシーのビジョンは全て、このビジョンのもとで実現されるべき、民主主義の深化・進化のビジョンでもある。前記のビジョンからすれば、制度的・規範的に間接民主制が行われているだけでは民主主義の実現からは程遠い。人々が主体的に参加し、対話を重ねながら、草の根の自治と、あらゆる格差や分断から解放されたつながりを基盤に、政治、経済、社会など社会のあらゆる領域を営むあり方が、民主主義の「実質化」であり、展望であると考える。市民社会は、それぞれの

活動や目標に取り組みつつも、そのことを通じて、このような「草の根」と「つながり」の民主主義の「実質化」を進めることができ、大きな使命ではないかと考える。

一方、市民社会やアドボカシーが育まれてきた時代と軌を一にして、新自由主義が伸長し、公共部門の民(私)営化が進められ、政治・行政から地域社会まで、社会のあらゆる領域に市場原理が持ち込まれた。その中で、市民社会もその一翼を担う形になった。市場原理に依存しない地域や社会の運営・問題解決のための資源が解体・侵食され、人々の分断、格差、階層化が進められた。そこに乘じる形で、ポピュリズムやそれを背景にした権威主義、こうした政治傾向を背景にした政治家・政治勢力を熱狂的に支援・応援する人々(ファンダム)を動員し、巻き込む政治手法・様式(ここでは仮にファンダム・ポリティクスという)が伸長してきた。これらは制度的には民主制を用い、時に左派・リベラルの「草の根」手法を用いながら、それらを巧みに用いて人々の支持を調達しつつ、権力や資本を寡占化・集中化させている。

こうした状況に抗しつつ、先述したような「民主主義の深化・進化」していく社会をどのように実現していくべきだろうか。

民主主義をエクササイズするアドボカシー

ここまで述べてきたように、市民社会によるアドボカシーは、政策や法律、制度、公私の組織や社会のあり方の変革を働きかける市民活動・運動であると共に、アドボカシーに取り組む過程そのものが、人々の民主主義的な「振る舞い」(主体的な参加、対話、それらに基づく合意形成や意思決定)を育み、制度化、慣習化された直接・間接双方の民主主義の仕組み・過程を実質化することにつながるものである。これを端的に表現すれば、アドボカシーは民主主義をエクササイズ(体力、知力を使えるように動かす、鍛える)ものであるといえよう。別の表現をすれば、人々の暮らしや地域に依拠した、草の根の自治や民

主主義の「稔り」を期して、これを「耕す」ものであるということが言えるのかもしれない。

また、エクササイズには「権力・権利などの行使、発動」という意味もある。人々が選挙における投票など、制度的に定められた政治参加の機会だけに満足せずに、日々、自らの政治的権利を意識的に行使していくことは、民主主義の「本来の」主体である人々の権利主体としての存在感や主張の重要性を、実際の政治過程の中で高める。その具体的な取り組みとして、市民社会によるアドボカシーは、民主主義の制度と人々の自由な活動・運動の間を行き来できる活動・運動として実効性がある。民主主義における政治的権利を実際に使い、人々の政治的主体としての存在感を高めるという意味でのエクササイズにおいても、アドボカシーは意味をもつのである。

しかし、現実に市民社会のさまざまな分野、団体、運動におけるアドボカシーの現場では、それぞれの獲得目標が優先されていて、とても「民主主義のエクササイズ」まで意識しながらアドボカシーに取り組むというのは、難しいかもしれない。しかし、市民社会でアドボカシーに取り組む人々や団体が継続的に寄り合い、それぞれの活動事例を共有しながら、地域や全国、あるいは世界で「民主主義のエクササイズ」のためのアドボカシーをどのように展開していくことができるか、また、それぞれの活動がそれにどのように貢献ができるのかを検討し合うようなことができれば、それぞれの現場での可能な「一歩」を刻めるのではないだろうか。

民主主義の文化を育む市民社会スペース

市民社会がアドボカシーをはじめとした活動・運動を行うためには、思想・信条の自由、表現・言論の自由やそれにに基づく「知る権利」、集会・結社の自由、政治参加などの権利が保障され、十分行使できることが重要である。もちろん、こうした権利の保障・行使は、人々一人ひとりの人間らしい生活の獲得・実現(生存権)や、民主主義的な社会の維持・存立にも不可欠なものである。近

年、こうした権利保障・行使が確保され、人々が互いの尊厳と権利を尊重しつつ、自由に言論・活動できる社会領域やその広がりを「市民社会スペース」と呼ぶことが増えている。前項との関係でいえば、アドボカシーやそれにより「民主主義をエクササイズ」する社会の中の「舞台」「現場」が市民社会スペースであり、社会の中でアドボカシーやそれによる「民主主義をエクササイズ」できる舞台・現場がどれだけ拡充できるかが問われている、ということになる。

一方、現実の社会では、市民社会スペースは常に圧迫を受け続けている。日本では、市民社会スペースに関わる諸権利は憲法や、国際人権規約など国際人権法を構成する諸条約によって保障されることになっている。しかし、現実の日本社会は権力、資本に迎合する社会的同調圧力が極めて強く、特に権力、資本、社会の大勢への異議申し立てや、当事者、社会的少数者の立場に立った言論、活動への圧力、攻撃は少なくない。最近では、圧力、攻撃の場がSNSなどインターネット上の言論空間にも広がり、匿名、不特定多数のネットユーザーが攻撃に加わったり、インターネット上の言論が「犬笛」となって、市民社会の活動現場や活動家に物理的な攻撃が加えられる事例も出ている。権力、資本側がこうしたネットユーザーを動員、組織して「陰で糸を引いた」と見られるケースも指摘されている。警察の公安部門や自衛隊の情報保全隊など、政府の実力機関の治安・防諜部門が、市民社会を国家・社会を動搖・不安定化させる勢力と断定して、常に監視していることも、市民社会への監視や弾圧の側面をもつ事案や事件が発覚した際に、明らかになっている。こうした日本の社会状況の中で、市民社会が自ら言論や活動を萎縮・自肅させるケースも、表面化はしていないが、決して少なくはない。

こうした、市民社会スペースやその中の市民社会の言論、活動への圧迫に抗し、アドボカシーや「民主主義のエクササイズ」の舞台・現場としての市民社会スペースの自由さ、柔軟さを確

保していくにはどうしたらよいか。市民社会ができるアプローチとしては、市民社会スペースの状況やそれに圧迫を加える者をしっかりモニタリングし、必要に応じて社会に注意喚起していくこと、異議申し立てや当事者、社会的少数者の立場に立つ言論、活動を展開する市民社会の団体や活動家を孤立させないこと、市民社会で活動する一人ひとりが萎縮、自肅せず、必要な言論や活動を展開して、自ら市民社会スペースを耕し、拡げる役割を果たすことだろう。もちろん、これらを実現するには、市民社会の幅広い連帯が必要となってくる。

経済の民主的監視・管理

東西冷戦と共に伸長してきた新自由主義や、公共や統治を市場化しようとした新自由主義的「改革」によって、民主主義における主権者である人々が、サービスを享受するだけの「消費者」へと変えられ、民主主義の基礎が搖ぎつつある。国境を越えて活動する多国籍企業や、金融資本の影響力は強大となり、国家や多国間の国際機関、あるいはそれを介した法的、民主的なコントロールが十分及ばないほどである。また、実体経済の規模をはるかに超えた投機的な資金が世界を駆け巡り、短期的な収益の拡大を狙った投資と回収を繰り返し、実体経済ひいては人々の暮らしを文字どおり「喰い物にする」状況が世界に広がっている。世界の富裕層はこうした手段でますます資産を増やし、世界規模で貧富の格差は拡大し、俗にいう「1%の超富裕層と99%のその他の人々」という状況が現出している。

また、個人や社会のあらゆる領域がデジタル化し、その技術・サービス基盤を「ビッグ・データ」と呼ばれる、ごく少数の巨大IT企業が握る現状も大きな問題をはらんでいる。今や、人々は政府や企業に預けた個人情報はもちろんのこと、日々の消費生活、仕事、社会活動から個人生活、はては内心で考えていることまで、何らかのデジタル機器・サービスを使用した際のログ(記録)を

蓄積・分析されてデータ化され、人々の十分な承諾や管理の及ばないところで管理、利用、取引されている状況にある。本来、経済活動に民主的統制を加える立場の政府ですら、デジタル化の前には「いちユーザー」でしかなく、むしろ組織や業務の根幹をビッグ・テックに握られるという主客転倒した立場におかれることになる。こうした状況の中で、ビッグ・テックやIT産業が世界を植民地化していく「デジタル植民地主義」や、個人生活がデータ化によって商品化、ビジネス化されていく「監視資本主義」の進行が指摘されている。

こうした、経済、金融、デジタルが、人々の自由や民主主義を「蚕食」する状況に、市民社会はどう抗していくのか。直接的には、日本の市民社会が弱いとされるコーポレートウォッチの活動を強めていくしかない。とりわけ、多国籍企業、金融機関や投機的なファンド、ビッグ・テックなどの動きをモニターし、その評価を社会的に開示し、不適切な状況があればキャンペーン等により社会からのプレッシャーを喚起したり、直接、相手方に指摘、提言、抗議などを行うことなどが考えられる。また、適正な範囲での法的規制や、政府、国際機関による民主的統制の充実を促すことも重要である。ただし、国境を超えて影響力をもつ経済、金融、デジタルに対して、従来の領域国家を基盤とした対応にどこまで実効性があるか、また、国家や国際機関による統制を強めることができ、人々の立場から果たして「民主的統制」と呼べるのかどうかは、市民社会として問題意識を持つ必要がある。こうした状況を招來した「経済のグローバル化」に対して、人々の立場からの民主的な監視・管理をどう「ルール化」「仕組み化」し、実効性あるものにしていくのか、市民社会としての構想力が問われていくことになるだろう。

あらゆる組織を民主化する

人々の暮らしは、ごく私的な領域を除けば、学校や勤め先、趣味や社会活動のための団体、地域活動のための自治会や町内会、商品やサ

ービスの提供を受ける企業や商店、「組織」としての政府や自治体など、さまざまな組織と関わりをもつことで成り立っている。言いかえれば、社会生活の多くの時間を、組織と関わり、組織の一員として活動することに費やしている。そのため、人々が真に「民主主義が実質化された」暮らしを享受するためには、政治体制や政治参加が民主的であることに加え、人々がさまざまな組織と関わり、組織の一員として活動する中でも、民主的な営みが可能であり、そうした営みが可能な環境が整っていることが重要である。すなわち、あらゆる組織が民主化されていることが必要である。

しかし、現実には、人々は組織と関わることで、管理され、圧力を受け、自由や権利を制約されることが多い。現代の多くの組織は、外形的、制度的には、民主的な意思決定や組織内統治の仕組みを持っている。しかし、そこに参加できる者の範囲・権限は、組織の所有権や資産・利益に対する権利など、経済的な利害の有無、多寡で決まることが多い(ステークホルダー)。これは、営利を目的とした企業・団体ばかりでなく、非営利や公共部門の団体・機関でも同様である。そこで行われる意思決定は、有力なステークホルダーに有利なものとなりがちであり、組織内で従属的な立場に置かれる人々(例えば、学校の生徒・学生、企業・団体の従業員など)のことは後回しにされやすい。また、組織が社会に存在し、活動する中でのさまざまな作為や不作為によって、人権上の利益、不利益を受ける人々の裾野は組織内外へと広がるが、こうした価値観が組織の意思決定の中心となることや、人権上の不利益を被った当事者の意思決定への参加が可能となることは、極めて稀である。

こうした現状を踏まえると、あらゆる組織が真的の意味で民主化されるには、組織の意思決定を「ステークホルダー」主導から、組織の存在や活動により、人権上の利益、不利益を受ける人々=「ライツホルダー」主導に切り替え、ライツホルダーの声を聴き、組織への参加、関与のあり方を考えていくべきではないか。また、学校における

る生徒や学生の自治組織、あらゆる職場における労働組合など、組織の中で一人ひとりの権利を守る運動の重要性を改めて認識し、市民社会の仲間として連帯し、支え、協力していくことが必要である。市民社会は、こうした視点や取り組みの方向性を、活動を通じて関係する社会のさまざまなセクター・組織に広げていくとともに、社会の中の一組織である、市民社会各団体のあり方そのものをも点検し、見直していくことが求められる。

補)問われる民主主義の基盤としての市民社会

1989年、アジア太平洋地域から集った民衆運動に取り組む人々は、国際民衆行事「ピープルズ・プラン21世紀」と題した諸行事を日本各地で展開し、その最後に、熊本・水俣の地で、人々の「じゃなかしゃば」(今のような世の中の意味)を描き出し、権力や資本に奪われた民主主義を人々に取り戻す「越境する参加民主主義」を提唱するビジョン「水俣宣言」を打ち出した。

一方、1990年代以降、とりわけ2000年代以降の市民社会は、新自由主義的「改革」の流れの中で、政府や企業の「補完勢力」になっている。社会の周縁に置かれた人々の支援から政策代替策の提案まで、政府や企業の需要を満たし、政府・企業セクターの描く「包摶」を演出するのが本当に市民社会の役割なのだろうか。市民社会は、「じゃなかしゃば」を描き出した水俣宣言のごとく、人々の立場に立った社会のあり方や未来像を、他セクターに遠慮することなく、大胆に描き出すことが使命ではないか。人々とその草の根のつながりから奪われた「未来」を、どのように取り戻すことができるのだろうか。

本提言の作成そのものが、そのためのチャレンジともいえるが、それに加え、本節では、本提言のここまで内容で積み残したこと、また、本提言をもとに市民社会がどう活動を考えていく上で重要なことを、いくつか挙げておきたい。

今も輝きを失わない「越境する参加民主主義」

現在の市民社会がおかれた状況からの「転換」を図る上で、水俣宣言でも提唱された「越境する参加民主主義」は非常に示唆的である。「越境する参加民主主義」を現在の市民社会の感覚で説明すると、「地域で人々が主体になってトライアル＆エラーを重ね、その事例を「草の根」の「つながり」で世界へ「並行展開」していくあり方」といえるだろう。この間、新自由主義、ポピュリズム、権威主義、ファンダムを形成する政治手法により、本来主体的であるはずの「草の根」が刈り取られ、動員されていった。この刈り取られた「草の根」の主体性を再び蘇らせ、手応えのある「参加」を取り戻し、自分たちで手がけた「実感」と、その「広がり」を取り戻していくためには、地域に根ざした取り組みと、それらの世界に広がるつながりが必要ではないか。

権力と利益に依拠する政治に対峙するために

市民社会は新自由主義的「改革」などに対峙する一方で、伝統的な利益政治、アイデンティティ・ポリティクス、パワー・ポリティクスなどとも対峙してきた。しかし、こうした政治体制、政治文化は根づよいものがあり、政府や議会へのロビイングなどで関係を深める中で、こうした文化に絡め取られる活動・団体も少なくない。市民社会がアドボカシーやその他の活動を通じて、公共政策や政治に関わりつつも、その文化に取り込まれないためにはどうしたらよいだろうか。

一つは、市民社会自身が「権力や暴力に依存しない(非権力・非暴力)」活動文化を育み、実践においてもこだわっていくことだろう。ここでいう「非」は、「一切用いない、関わらない、理解しない」わけではない。現実に、権力は存在し、個人から国家間まで暴力は生じる。しかも、市民社会は活動上、その中に身を置かなくてはならないこともある。その時に、そこに依存せず、徹底的に「そうでない」手法やプロセスを追求するのである。かつて、市民運動や社会運動が「反〇〇」を掲げて権力や暴力に反対しながら、自ら

新たな権力や暴力を招來したこともある。その反省にも立つべきであろう。

むすびにかえて

1989年、アジア太平洋地域から集った民衆運動に取り組む人々は、国際民衆行事「ピープルズ・プラン21世紀」と題した諸行事を日本各地で展開し、その最後に、熊本・水俣の地で、人々の「じゃなかしゃば」(今のような世の中の意味)を描き出し、権力や資本に奪われた民主主義を人々に取り戻す「越境する参加民主主義」を提唱するビジョン「水俣宣言」を打ち出した。

一方、1990年代以降、とりわけ2000年代以降の市民社会は、新自由主義的「改革」の流れの中で、政府や企業の「補完勢力」になっている。社会の周縁に置かれた人々の支援から政策代替策の提案まで、政府や企業の需要を満たし、政府・企業セクターの描く「包摶」を演出するのが本当に市民社会の役割なのだろうか。市民社会は、「じゃなかしゃば」を描き出した水俣宣言のごとく、人々の立場に立った社会のあり方や未来像を、他セクターに遠慮することなく、大胆に描き出すことが使命ではないか。わたしたちは、人々とその草の根のつながりから奪われた「未来」を、どのようにして取り戻すことができるのだろうか。

現在の人々と市民社会がおかれた状況からの「転換」を図る上で、水俣宣言でも提唱された「越境する参加民主主義」は非常に示唆的である。「越境する参加民主主義」を現在の市民社会の感覚で説明すると、「地域で人々が主体になってトライアル＆エラーを重ね、その事例を「草の根」の「つながり」で世界へ「並行展開」していくあり方」といえるだろう。この間、新自由主義、ポピュリズム、権威主義、ファンダムを形成する政治手法により、本来主体的であるはずの「草の根」が刈り取られ、動員されていった。この刈り取られた「草の根」の主体性を再び蘇らせ、手応え

のある「参加」を取り戻し、自分たちで手がけた「実感」と、その「広がり」を取り戻していくためには、地域に根ざした取り組みと、それらの世界に広がるつながりが必要ではないか。

この文書では、ポスト2030(SDGs)時代を見すえて、市民社会によるアドボカシーはどうすべきか、そして、市民社会自身はどうあるべきかを考えてきた。その一つの目標として、アドボカシーが民主主義を育み、市民社会が民主主義の基盤として役割を果たす姿を提示した。このためには、これらのこと取り組む「駆動体」としての市民社会のあり方を地域～世界レベルでそれぞれ考え、提示していく必要があるだろう。それは、この文書の作成・公表の次の段階の作業となってくる。また、市民社会のそれぞれの活動現場で、この文書が示す「展望と論点」のコンセプトを活かしてもらうためのアプローチも必要だろう。

市民社会で活動する私たちですら、「こんな時代なんて」と嘆き、立ちすくむ状況の中で、もう一度、こんな時代を「わたしたちの未来」に変えてみたい、「じゃなかしゃば」をもう一度、大胆に夢見て、構想してみたいと思い、この文書の作成に至った。この文書には至らぬ点も多々あろうが、多くの市民社会の仲間と共有して、互いに意見やアイディアを交わしながら、それぞれの活動や市民社会そのもののアップデートにつなげていきたい。

シンポジウム「アドボカシーと市民社会の未来を展望する ～ポスト2030(SDGs)時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～」 報 告

日 時： 2025年3月22日（土）13:30～16:45

会 場： 連合会館 4階 402会議室（シンポジウム）

登 壇： 有坂美紀さん（RCE 北海道道央圏協議会、北海道 NGO ネットワーク協議会）

野川未央さん（（特活）APLA）

三木由希子さん（（特活）情報公開クリアリングハウス）

加藤良太さん（あどぼ・していづんプロジェクト、市民社会スペースNGOアクションネットワーク(NANCoS)）

小泉雅弘さん（あどぼ・していづんプロジェクト、（特活）さっぽろ自由学校「遊」）

神田浩史さん（あどぼ・していづんプロジェクト、（特活）泉京・垂井）

参 加： 22名

プログラムならびに概要：

開会の後、はじめに“あどぼ・していづんプロジェクト”的な加藤良太より、開催趣旨ならびに“あどぼ・していづんプロジェクト”で政策を進めているポジション・ペーパー「ポスト2030(SDGs)時代の市民社会とアドボカシーを展望する」（案）の第1章・第2章の概要を説明した。

続いて、同じくポジション・ペーパー「ポスト2030(SDGs)時代の市民社会とアドボカシーを展望する～ポスト2030(SDGs)時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～」（案）の第3章を、加藤良太に加えて、神田浩史、小泉雅弘が説明した。

※当日の説明資料については、こちらを参照

https://www.advo-citizen.org/_files/ugd/8e1a9a_1a5dea4ee3e1432eb598e00afb33c37c.pdf

それを受け、3人のコメントーターがそれぞれの立場から、ポジション・ペーパー「ポスト2030(SDGs)時代の市民社会とアドボカシーを展望する」（案）第3章へのコメントを発表した。その概要は、以下の通り。

◆コメントーターからのコメント① 三木由希子さん（情報公開クリアリングハウス）

制度を使う人がいないと成り立たない情報公開制度。行政政治権力への情報集中とその権力を構築する民主主義的なプロセスで、冷戦前は西側・自由主義陣営の特色として、冷戦後はODA受け取り国などの汚職・腐敗防止として機能してきた。強固な“民主的官僚組織”（日本も含めて）よりも、現在、国際基準の上位に来るにはアフガニスタンというのがその表れ。

政治や政府をどう良くしていくか、という発想がないと機能しない。公開情報に关心を持つよりも、黒塗りの方がインパクトが大きいのと、公開された情報を読み解く方が大変。情報を見るのは、それなりにコストがかかるので、情報を社会で活かしていくには個人では困難で、個人の理解を促すための工夫として中間組織（中間的な存在である市民社会組織）が必要となる。

情報公開や参加、民主主義を考える上で、みんなで共通イメージを持てることが大切。パブリック・コメント、

審議会への市民参加などを盛り込んだ「市民参加条例」が一時期はやった。ただし予定調和的な参加に留まる。

パブリック・コメントは行政の立法的行為の事前チェックの仕組みとして行政手続法で規定されている。パブリック・コメントは最終段階のチェックなので、多数決でもないので、市民のイメージとの乖離が起きる。別の参加手段が担保されていないと、唯一の参加手段であるパブリック・コメントに参加が集中する。審議会の公募は自治体レベルでは進んでいるが、担い手不足(昼間の会議に出られる人が限定的など)に直面しており、いろんなレベルで市民社会の層を厚くしていくことが重要かと思われる。

◆コメンテーターからのコメント② 野川未央さん(APLA)

パレスチナに象徴されるセトラ植民地主義・入植者植民地主義の問題。日本政府は二国家承認をうたいながら、未だにパレスチナを国家承認していないことへの市民社会の動きに対して、“停戦”が破られたことに対する日本政府の定型の文言を繰り返すだけの対応。暮らし・命を維持する大切な市民社会の営みと、構造を変えられないことへの忸怩たる思いがある。現場で活動している団体が BDS を口にするとパレスチナに入れないと、占領・人権侵害について口にできないジレンマに陥ってしまう。

構造を変えることを主題として活動する NGO と、そういうジレンマを抱えながら活動せざるを得ない NGO との対立ではなく協力関係を築くための工夫、誰と誰が手を組むのか。インドネシアに25年間併合され続けてきた東ティモールとインドネシアを支援し続けた日本政府という現実があつたが、一方で、日本政府は現在では手のひら返しで東ティモールを支援し、平和構築をうたっている。東ティモールでの対応から想起する今後のパレスチナへの対応への懸念。

現在の問題としての脱植民地化の重要性を痛感している。私たちが脱植民地化を語るときに、沖縄・南西諸島の軍事化についても触れて欲しい。環境のところでも軍事と環境として深く関わってくる。

◆コメンテーターからのコメント③ 有坂美紀さん(RCE 北海道道央圏センター)

海洋生物学から水産業界紙記者になったが、突っ込んだ記事については没になる。地域の人が動かないと、研究者、新聞記者だけでは環境問題はどうにもならないことを痛感した。オーストラリアに行き、帰ってから EPO (環境パートナーシップオフィス) のスタッフとして、その経験を活かしてパートナーシップの構築で今も NPO・NGO だけでなく地域の人、自治会の人などをつなぐ役割を進めている。そして、道央圏の持続性を高めていきたい。

ペーパーの P3 右段7~9行の市民社会の継承について、今の感覚はどうなのか? ということの記述がないのが気になる。生態学をやっていると、環境は日々、変わっていく、関係性も変わっていくので、市民社会も変化をどう捉えていくのか? ダメというだけではなく、変わっていっていることの良さや変わってはいけないことの大さなども考えてもらうことが大切かと思う。

日本生態学会の科学コミュニケーションでの議論で、専門家vsそうでない人という議論と同様に、専門性のあるNGOvs市民という構図にならないか? 市民とは誰? 市民と言ってピンとくる人は少ないので。自分ではないという捉え方をされてしまっている。民主主義のエクセサイズの前の段階として、デューイの民主主義的生活様式(日常会話の中でのさりげない会話)が必要ではないか。これを市民社会組織としてどうやって作っていくのか? 物わかりのよい中間である必要はないので、問題を摘出する組織の必要性がある。

その後、休憩をはさんで、参加者全員の参加で、第3章の5つの節に分かれての分科会が持たれて、意見が交わされた。

◆第3章の5つの節に分かれての分科会とそこで出された主な意見

1) 人々の尊厳と権利に価値をおく

- ・当事者として運動に関わることで立場を榨取されることへの配慮
- ・マジョリティの自己批判の傾向は勇ましいが、マッショがマッショを生む
- ・「解体」した後に何が残るのか？という不安→どうやって再構築していくのか
- ・“マウンティング・ワールド”に生きている
- ・「変われなかつたことに携われなかつた人」への配慮…変革によって取り残してきた人たちとの分断
- ・Rights-Based Approach の重要性

2) 公開、参加、対話、透明性のある政治・経済・社会の仕組みをつくる

- ・パブリック・コメントに出る手前のプロセスが重要
- ・情報の透明性とは？…「誰が」「どういう判断基準で」決定していたか、ということがわかるように
- ・何を目的に情報公開や参加を求めていくのか？
- ・対案づくりのコストへの言及の必要性
- ・アジェンダ設定からの市民参加…事業の最初期段階からの参加
- ・中間団体(ヨーロッパの教会のような)の重要性
- ・「分裂した社会」における政策決定の追跡
- ・公的機関の民営化(私営化)・民間委託による情報非公開性
- ・JICA 環境社会配慮ガイドライン策定における公開と参加の前例と一方で、それ相応のコストがかかっている
- ・公開される情報の、「何を選んで」「何が選ばれなかつたのか」…プロセルの記録公開の重要性

3) 国内外の脱植民地化をすすめ、人々と暮らし、地域、世界のつながりを紡ぎ直す

- ・グリーン・コロナイゼーションへの懸念
- ・植民地支配の重層性…先住民族の先住性
- ・市民社会は、誰が、誰に向けてなのか？
- ・日本で働く外国人の視点←植民地的社会構造
- ・構造の中で一番弱い人に向けて…失敗の歴史、民衆を美化しない
- ・開発とは何か？

4) 人々の参加のもとに、自然環境と人間関係の持続可能な調和を図る

- ・自分自身が生態系の一部というリアリティのなさ、経験のなさ
- ・未来の人々+動植物の声(研究者、農山漁村居住者)などの参加の大切さ
- ・「どこでも生きられる方」と「ここでしか生きられない方」が併存していることへの理解
- ・敵対よりも「より良い世界に向けて」

5) 民主主義の深化・進化を進める

- ・民主主義の基盤が崩される…民主主義を崩すような企業
- ・ファンダムの広がりに対抗するためのエクセサイズ(ローカルでは成果も)
- ・国際法秩序…南の側・弱者にとって不利なグローバル・ガバナンスをどう扱うかの記載が必要

- ・信頼ベースに立った市民社会スペース ⇄ 陰謀論
- ・安心できる場、信頼できる仲間
- ・教育・学習への言及の必要性

その後、全体共有の時間がもたれ、それを受けた議論の中で以下のキーワードが提起された。

- ・国民国家が住民を代表している？自明か？
- ・市民とは？人とは？
- ・本ビジョンでは、「日本の市民社会の」を明快に示す
- ・持続不可能になった原因…開発？資本主義？
- ・次世代への継承

ここで出されたコメントや、それを受けた数多くの意見を受けて、ポジション・ペーパー「ポスト2030(SDGs)時代の市民社会とアドボカシーを展望する～ポスト2030(SDGs)時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～」(案)を加筆していくことを確認して閉会した。



※以下QRコードより、本冊子をダウンロードできます。



アドボカシーと市民社会の未来を展望する
～ポスト2030（SDGs）時代の地域、世界、わたしたちを見すえて～
シンポジウム報告書・ビジョン文書

2025年12月8日 発行

発行者 あどぼ・していづんプロジェクト（あどぼの学校）

〒503-2124 岐阜県不破郡垂井町宮代1794番地の1
特定非営利活動法人 泉京・垂井（せんじょう・たるい） 内
TEL: 0584-23-3010 FAX: 0584-84-8767
URL: <https://www.advo-citizen.org/>

本事業および報告書は、一般財団法人大竹財團の助成により開催・発行しました。

無断転載、転用を禁じます